

議 案 書

平成 3 1 年 3 月

第 1 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 1	平成30年度松山市一般会計補正予算（第8号）		(議) 1
2	平成30年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）		9
3	平成30年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）		11
4	平成30年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）		15
5	平成30年度松山市水道事業会計補正予算（第2号）		17
6	平成30年度松山市簡易水道事業会計補正予算（第3号）		19
7	平成31年度松山市一般会計予算		(予) 1
8	平成31年度松山市競輪事業特別会計予算		15
9	平成31年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計予算		19
10	平成31年度松山市介護保険事業特別会計予算		25
11	平成31年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		29
12	平成31年度松山市駐車場事業特別会計予算		31
13	平成31年度松山市道後温泉事業特別会計予算		33
14	平成31年度松山市卸売市場事業特別会計予算		37
15	平成31年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算		41
16	平成31年度松山市鹿島観光事業特別会計予算		43
17	平成31年度松山市小規模下水道事業特別会計予算		45
18	平成31年度松山市松山城観光事業特別会計予算		47
19	平成31年度松山市後期高齢者医療特別会計予算		51
20	平成31年度松山市公債管理特別会計予算		55
21	平成31年度松山市公共下水道事業会計予算		57
22	平成31年度松山市水道事業会計予算		(企) 1
23	平成31年度松山市簡易水道事業会計予算		45
24	平成31年度松山市工業用水道事業会計予算		91
25	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		(議) 21
26	松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		23
27	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について		29
28	松山市債権管理条例の制定について		31
29	松山市行政財産の使用料徴収条例及び松山市法定外公共物管理条例の一部改正について		43
30	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について		45
31	松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部改正について		47
32	松山市公民館条例及び松山市北条コミュニティセンター条例の一部改正について		49
33	松山市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について		51
34	松山市国民健康保険条例の一部改正について		53

35	松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について		55
36	松山市安居島水道条例の一部改正について		57
37	松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について		59
38	松山市手数料条例の一部改正について		61
39	松山市下水道条例及び松山市小規模下水道条例の一部改正について		63
40	松山市駐車場条例の一部改正について		65
41	松山市道路占用料徴収条例の一部改正について		67
42	松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について		69
43	松山市水道事業給水条例及び松山市工業用水道給水条例の一部改正について		73
44	松山市道の駅条例の一部改正について		79
45	松山市温泉使用条例の一部改正について		81
46	松山城山索道条例及び松山城天守閣条例の一部改正について		83
47	松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部改正について		85
48	松山中央公園多目的競技場条例の一部改正について		87
49	松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について		89
50	松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例及び松山市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について		91
51	松山市中央卸売市場業務条例の一部改正について		93
52	松山市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正について		95
53	松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部改正について		97
54	包括外部監査契約の締結について		99
55	財産の取得について(松山駅周辺土地区画整理事業の公共施設充当地)		101
56	市道路線の認定について		103
57	市営土地改良事業(ため池等整備事業・儀式新池地区)の施行について		127

(注) ページ欄中、(議)は議案書、(予)は別冊一般・特別・企業会計予算書、(企)は別冊公営企業会計予算書を示す。

(後送予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	松山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について		

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	監査委員の選任に関し同意を求めることについて		
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		

議案第1号

平成30年度松山市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度松山市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,936,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,244,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		64,911,000 千円	1,458,000 千円	66,369,000 千円
	1 市民税	29,228,000	913,000	30,141,000
	2 固定資産税	30,020,000	320,000	30,340,000
	3 軽自動車税	1,132,000	65,000	1,197,000
6 事業所税		1,501,000	160,000	1,661,000
		1,321,888	23,523	1,345,411
13 分担金及び負担金	1 分担金	98,904	23,523	122,427
15 国庫支出金		40,602,935	229,817	40,832,752
	2 国庫補助金	5,430,950	229,817	5,660,767
16 県支出金		14,174,585	358,396	14,532,981
	2 県補助金	3,825,574	340,187	4,165,761
	3 委託金	996,993	18,209	1,015,202
17 財産収入		122,333	61,891	184,224
	1 財産運用収入	42,348	61,891	104,239
18 寄附金		130,000	39,603	169,603
	1 寄附金	130,000	39,603	169,603
19 繰入金		12,673,008	178,500	12,851,508

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸収入	1 基金繰入金	12,638,182 千円	178,500 千円	12,816,682 千円
	4 雑入	4,396,337	289,031	4,685,368
	5 公営企業貸付金元利収入	1,830,244	40,379	1,870,623
	6 公営事業貸付金元利収入	0	113,538	113,538
22 市債		17,608,400	298,200	17,906,600
	1 市債	17,608,400	298,200	17,906,600
	合 計	190,307,401	2,936,961	193,244,362

31

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費			14,229,742 千円	1,391,429 千円	15,621,171 千円
	1 総務管理費		11,058,295	1,373,220	12,431,515
	4 選挙費		585,097	18,209	603,306
			90,971,012	98,151	91,069,163
3 民生費			38,093,527	98,151	38,191,678
	1 社会福祉費		17,186,391	259,068	17,445,459
4 衛生費			2,737,486	259,068	2,996,554
	1 保健衛生費		2,737,486	259,068	2,996,554
6 農林水産業費			3,260,704	40,556	3,301,260

	2 農業土木費	919,648	8,580	928,228
	4 水産業費	482,845	31,976	514,821
7 商工費	1 商工費	5,210,891	254,790	5,465,681
	2 観光費	4,027,074	218,790	4,245,864
		1,183,817	36,000	1,219,817
8 土木費		19,592,874	365,479	19,958,353
	2 道路橋梁費	2,630,188	5,199	2,635,387
	4 港湾費	373,103	279,721	652,824
	5 都市計画費	10,838,016	79,165	10,917,181
	7 公園緑地費	652,344	1,394	653,738
9 消防費		4,823,345	10,468	4,833,813
	1 消防費	4,823,345	10,468	4,833,813
10 教育費		11,638,822	7,020	11,645,842
	5 社会教育費	2,254,721	7,020	2,261,741
13 災害復旧費		5,829,976	510,000	6,339,976
	1 農林水産施設災害復旧費	1,552,580	500,000	2,052,580
	6 観光施設災害復旧費	19,500	10,000	29,500
歳出	合計	190,307,401	2,936,961	193,244,362

第2表 繰越明許費補正（松山市一般会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理事務	10,000 千円
		総合コミュニケーションセンター管理運営事業	10,000
3 民生費	1 社会福祉	障害者支援施設等整備補助事業	100,000
	4 災害救助	豪雨災害被災者生活再建緊急支援事業	10,000
4 衛生費	1 保健衛生	緊急風しん抗体検査事業	220,000
		水道事業会計出資金	210,000
		浄化槽設置整備事業	10,000
6 農林水産業費	3 清掃	産業廃棄物最終処分場支障等除去事業	60,000
	1 農業	豪雨災害被災農業者緊急支援事業	200,000
	2 農業土木	土地改良事業	240,000
	3 林業	団体営土地改良事業	20,000
		林道整備事業	60,000
4 水産業	漁港整備事業	130,000	
7 商工費	1 商工	松山市プレミアム付商品券事業	40,000
8 土木費	1 土木管理	耐震改修等補助事業	380,000
		狭あい道路整備事業	20,000
		道路橋梁整備事業	1,260,000
3 河川		河川等整備事業	570,000

款	項	事業名	金額
4	港灣	港灣管理事業	40,000 千円
		地籍調査事業	30,000
5	都市計画	都市計画整備事業	30,000
		都市開発支援事業	230,000
		松山駅周辺整備事業	1,770,000
		街路整備事業	270,000
		都市公園整備事業	10,000
6	住宅	市営住宅修繕事業	10,000
		市営住宅建設事業	240,000
7	公園緑地	公園管理事業	10,000
9	消防費	消防施設整備事業	90,000
10	教育費	小学校施設整備事業	80,000
		中学校施設整備事業	40,000
		幼稚園施設整備事業	10,000
		公民館施設整備事業	10,000
		学校給食施設整備事業	50,000
		中央公園施設整備事業	180,000
13	災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	1,210,000
		林道災害復旧事業	50,000
		漁港施設災害復旧事業	50,000
2	土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	710,000

款	項	事業名	金額
		河川等災害復旧事業	90,000 千円
		公園施設災害復旧事業	60,000
3	教育施設災害復旧費	野外活動センター施設災害復旧事業	10,000
4	清掃施設災害復旧費	大西谷埋立センター施設災害復旧事業	60,000
5	災害廃棄物処理費	災害廃棄物等処理事業	500,000
6	観光施設災害復旧費	観光施設災害復旧事業	30,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港整備事業	千円	1 借入先 財務省、地方公共 団体金融機構その他	年10% 以内	1 償還期限 40年以内(内据置 5年以内)	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
		2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。	(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について は、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)	2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。				
		3 借入時期 平成30年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。	3 財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることができる。					
農林水産基盤整備事業	120,000	同上	同上	同上	130,000	同上	同上	同上
道路建設等事業	410,000	同上	同上	同上	420,000	同上	同上	同上
港湾等建設事業	60,000	同上	同上	同上	150,000	同上	同上	同上
都市計画事業	1,870,000	同上	同上	同上	1,880,000	同上	同上	同上
農林土木施設災害復旧事業	620,000	同上	同上	同上	810,000	同上	同上	同上
観光施設災害復旧事業	20,000	同上	同上	同上	30,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	8,000,000	同上	同上	同上	8,270,000	同上	同上	同上

議案第2号

平成30年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259,715千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,129,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 財産収入		0 千円	448 千円	448 千円
	1 財産運用収入	0	448	448
9 繰越金		338,817	259,267	598,084
	1 繰越金	338,817	259,267	598,084
歳入	合計	48,869,517	259,715	49,129,232

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 基金積立金		0 千円	259,715 千円	259,715 千円
	1 基金積立金	0	259,715	259,715
歳出	合計	48,869,517	259,715	49,129,232

議案第 3 号

平成 3 0 年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 4 5, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市道後温泉事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		0 千円	120,000 千円	120,000 千円
	1 繰越金	0	120,000	120,000
歳入	合計	1,225,000	120,000	1,345,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		1,214,347 千円	120,000 千円	1,334,347 千円
	1 温泉事業費	1,214,347	120,000	1,334,347
歳出	合計	1,225,000	120,000	1,345,000

第2表 繰越明許費補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

款		項		事業名	金額
1 温泉事業費	1 温泉事業費	1 温泉事業費	1 温泉事業費		
				源泉井戸及び分湯場施設等の改修事業	30,000 千円
				道後温泉本館保存修理事業	240,000

議案第4号

平成30年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正 (松山市松山城観光事業特別会計)

1 追加

款	項	事業名	金額
1 索道運輸事業費	1 索道運輸事業費	索道施設維持管理事業	20,000 千円

議案第5号

平成30年度松山市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度松山市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成30年度松山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	9,183,520千円	14,270千円	9,197,790千円
第2項 営業外収益	587,500千円	14,270千円	601,770千円
		出	
第1款 水道事業費用	7,430,340千円	△11,460千円	7,418,880千円
第3項 特別損失	28,530千円	△11,460千円	17,070千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,755,940千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,260千円, 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額454,695千円, 繰越利益剰余金処分額1,521,850千円, 過年度分損益勘定留保資金5,629,135千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,755,940千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,260千円, 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額455,495千円, 繰越利益剰余金処分額1,521,850千円, 過年度分損益勘定留保資金5,628,335千円で補てんするものとする。」に改める。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

議案第6号

平成30年度松山市簡易水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成30年度松山市簡易水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成30年度松山市簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 中島地区簡易水道事業収益	325,930千円	12,260千円	338,190千円
第2項 営業外収益	254,930千円	12,260千円	267,190千円
第2款 北条地区簡易水道事業収益	18,830千円	3,290千円	22,120千円
第2項 営業外収益	16,530千円	3,290千円	19,820千円
	支	出	
第1款 中島地区簡易水道事業費用	339,585千円	△23,520千円	316,065千円
第3項 特別損失	38,150千円	△23,520千円	14,630千円

第2款 北条地区簡易水道事業費用 30,300千円 △5,710千円 24,590千円
第3項 特別損失 9,080千円 △5,710千円 3,370千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,695千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,980千円、繰越利益剰余金処分額1,431千円、過年度分損益勘定留保資金100,284千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,695千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,980千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,052千円、繰越利益剰余金処分額25,070千円、過年度分損益勘定留保資金75,593千円で補てんするものとする。」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第4条 予算第11条本文中「1,431千円」を「25,070千円」に改め、同条第1号中「1,431千円」を「17,200千円」に改め、同条第2号中「0千円」を「7,870千円」に改める。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

付則第17項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

付則第7項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長等の給与の減額措置を引き続き行うため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する
条例の一部改正について

松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例

(松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第29号)の一部を
次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 任命権者は、職員(規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。
以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考
慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合
には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週
間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間(以下この項及び次項におい
て「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当
該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員
等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内
容に従い、勤務時間を割り振るものとする。
- 4 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日
並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週
休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公
務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則
の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定
による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する

勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

- (1) 子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第8条の2第1項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育をする職員であって、規則で定めるもの
 - (2) 配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。）の介護をする職員であって、規則で定めるもの
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であって勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則で定めるもの
 - (4) 前3号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として規則で定めるもの
- 第4条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第5条中「第3条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第3条第2項」の次から第4項まで」を加える。

第8条第2項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の2の見出し中「育児又は介護を行う」を削り、同条第1項中「掲げる職員」の次に「（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」を加え、「（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。）」及び「育児又は介護を行うものとして」を削り、「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「次条第3項」を「次条第4項」に、「職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、」を「」とあるのは「要介護者のある」と、「その子を養育」とあるのは「」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定は、第3条第4項第3号に掲げる職員について準用する。この場合において、第1項中「次に」とあるのは「第3条第4項第3号に」と、「規則の定めるところにより、その子を養育するために」とあるのは「規則の定めるところにより、

」と読み替えるものとする。

第8条の4第1項中「第3条第2項」の次に「から第4項まで」を加える。

第12条第1項中「1の年」を「1の年度」に改め、同項第2号中「年」を「年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「年の翌年」を「年度の翌年度」に改める。

(松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第14条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

(1) 勤務時間条例第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第1項に規定する週休日をいう。以下この号及び次号において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間(育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあつては、規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間)につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること。

(2) 勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。))が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、2

3時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、平成32年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(年次休暇に関する経過措置)

- 2 施行日前から引き続き在職する職員の平成32年度における年次休暇の日数は、第1条の規定による改正後の松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成32年1月1日（同月2日から同年3月31日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。以下この項において「基準日」という。）における第1条の規定による改正前の松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（次項において「改正前の勤務時間条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定による年次休暇の日数から、基準日から同年3月31日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に5日（松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し市長が別に定める日数）を加えた日数とする。
- 3 前項の規定による平成32年度における年次休暇は、平成34年3月31日（改正前の勤務時間条例第12条第2項の規定により平成32年1月1日に繰り越された年次休暇に相当するものにあつては、平成33年3月31日）まで使用することができるものとする。

(松山市職員給与条例の一部改正)

- 4 松山市職員給与条例（昭和27年条例第31号）の一部を次のように改正する。
第12条中「、第4条及び」を「及び第4項、第4条並びに」に改める。
第23条第3項中「第3条第2項」の次に「から第4項まで」を加え、同条第4項中「、第4条及び」を「及び第4項、第4条並びに」に改める。

(提案理由)

本市職員の勤務形態にフレックスタイム制等を導入するとともに、年次休暇を年度管理

とするため、本案を提出する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松山市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第 2 の 1 の項中「生活保護関係情報」の次に「（以下「生活保護関係情報」という。）」を加え、「16 の項」を「10 の項」に改め、「障害者関係情報」の次に「（以下「障害者関係情報」という。）」を加え、同表の 3 の項中「法別表第 2 の 13 の項に規定する」及び「法別表第 2 の 16 の項に規定する」を削り、同項を同表の 4 の項とし、同表の 2 の項を同表の 3 の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>2 市長</p>	<p>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 法別表第 2 の 13 の項に規定する児童扶養手当関係情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 法別表第 2 の 16 の項に規定する特別児童扶養手当関係情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
-------------	---	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給及び子ども・子育て支援法に基づく事務について個人番号を利用するため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市債権管理条例の制定について

松山市債権管理条例を次のように定める。

記

松山市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって公平な市民負担の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (3) その他の債権 市の債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則等（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び地方公営企業管理者（地方公営企業法第7条の管理者をいう。）（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくは規則等に従い、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長等は、市の債権に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正

に管理するための体制を整備するものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(債務者に関する情報の共有)

第6条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令等の規定に従い、当該市の債権の債務者に関する情報を、同一の実施機関（松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長等は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用するときは、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(督促)

第7条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権について、前条の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、同条の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、前条の履行期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、第1項の延滞金額の全部又は一部を免除することができる。

(滞納処分等)

第9条 市長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の定めるところによりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第10条 市長等は、その他の債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第14条に規定する徴収停止の措置をとるとき、又は第15条の規定により履行期限を延長するときその他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 担保の付されているその他の債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該その他の債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のあるその他の債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しないその他の債権（第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(専決処分)

第11条 その他の債権に係る訴えの提起、和解又は調停であつて、地方自治法第180条の規定による軽易事項の指定（昭和46年3月26日議決）により指定されたものは、市長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、市長は、これを議会に報告しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第12条 市長等は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第15条第1項各号のいずれかに該当するときその他特に支障があると認めるときは、この限りでない。

(債権の申出等)

第13条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第14条 市長等は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第15条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有する

と認められるとき。

(5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係るその他の債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第16条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をしたその他の債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をしたときは、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係るその他の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第17条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 当該その他の債権（当該その他の債権の時効消滅について、時効の援用を要するものに限る。以下この号において同じ。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が当該その他の債権について履行の意思を示し、又は履行したときその他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法

律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき(当該その他の債権につき保証人の保証がある場合を除く。)

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

(4) 第10条に規定する強制執行等又は第13条に規定する債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されない当該その他の債権について、強制執行等又は債権の申出等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(5) 第14条に規定する徴収停止の措置をとった当該その他の債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(6) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(7) 債務者が失踪、所在不明その他これらに準じる事情にあり、当該その他の債権を徴収できる見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定及び次項から付則第20項までの規定は、平成32年4月1日から施行する。

(松山市税外収入金滞納処理条例の廃止)

2 松山市税外収入金滞納処理条例（昭和32年条例第2号）は、廃止する。

（松山市税外収入金滞納処理条例の廃止に伴う経過措置）

3 付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の松山市税外収入金滞納処理条例の規定により発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特定基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（松山市市税賦課徴収条例の一部改正）

5 松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料，」を削る。

第15条及び第16条を次のように改める。

第15条及び第16条 削除

（松山市市税賦課徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

6 施行日前に前項の規定による改正前の松山市市税賦課徴収条例の規定により発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（松山市道路占用料徴収条例の一部改正）

7 松山市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「指定期日」の次に「（以下「納期限」という。）」を加える。

第7条から第9条までを次のように改める。

（督促）

第7条 占用者が納期限までに占用料を完納しない場合においては、市長は納期限後2

0日以内に更に期限を指定して督促状を発しなければならない。

- 2 前項の督促状に指定すべき期限は、その発付の日から15日以内とする。

(延滞金)

第8条 市長は、占用料について、前条の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)を加算して徴収する。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるす}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 3 市長は、納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認められた場合においては、第1項の延滞金額の全部又は一部を免除することができる。

第9条 削除

付則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特定基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(松山市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の松山市道路占用料徴収条例第8条第1項及び付則第4項の規定は、占用料に係る延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、

施行日前の期間に対応する占用料に係る延滞金については、なお従前の例による。

- 9 施行日前に付則第7項の規定による改正前の松山市道路占用料徴収条例の規定により発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(松山市国民健康保険条例の一部改正)

- 10 松山市国民健康保険条例(昭和35年条例第19号)の一部を次のように改正する。
第22条及び第23条を次のように改める。

第22条及び第23条 削除

(松山市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 施行日前に前項の規定による改正前の松山市国民健康保険条例の規定により発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(松山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 12 松山市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(延滞金)

第11条 市長は、負担金について、都市計画法第75条第3項又は地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、第6条第2項の納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるし}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、第6条第2項の納付期日までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認めた場合においては、第1項の延滞金額の全部又は一部を免除することができる。

付則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特定基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（松山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

13 前項の規定による改正後の松山市下水道事業受益者負担に関する条例第11条第1項及び付則第4項の規定は、負担金に係る延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応する負担金に係る延滞金については、なお従前の例による。

（松山市介護保険条例の一部改正）

14 松山市介護保険条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。
第8条を次のように改める。

第8条 削除

（松山市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）

15 施行日前に前項の規定による改正前の松山市介護保険条例の規定により発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（松山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

16 松山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

（松山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

17 施行日前に前項の規定による改正前の松山市後期高齢者医療に関する条例の規定により発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

18 松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例(平成20年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

(延滞金)

第28条 市長は、清算金について、法第110条第3項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、第26条の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年10.75パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるす}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、第26条の期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めた場合においては、延滞金額の全部又は一部を免除することができる。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第28条第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特定基準割合適用年」という。)中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

19 前項の規定による改正後の松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例第28条第1項及び付則第2項の規定は、清算金に係る延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応する清算金に係る延滞金については、なお従前の例による。

20 施行日前に付則第18項の規定による改正前の松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の規定により発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

債権の管理に関する一般的な処理基準等を定めることにより、公平な市民負担の確保及び円滑な行財政運営を行うため、本案を提出する。

議案第 29 号

平成 31 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市行政財産の使用料徴収条例及び松山市法定外公共物管理条例の一部改正について

松山市行政財産の使用料徴収条例及び松山市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市行政財産の使用料徴収条例及び松山市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

(松山市行政財産の使用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 松山市行政財産の使用料徴収条例(昭和 45 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「1.08」を「1.1」に改める。

(松山市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 2 条 松山市法定外公共物管理条例(平成 14 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 項中「1.08」を「1.1」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

消費税率の引上げに伴い、行政財産及び法定外公共物の使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第30号

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例（昭和22年6月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表中「年額 30,700円」を「日額 8,300円」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

公民館運営審議会委員報酬を年額から日額へ変更するため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部改正について

松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例

松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例（昭和56年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区分	屋外運動場	屋内運動場
使用料	運動場1回 3,090円	体育館1面・1回 510円
	庭球場1回 770円	柔剣道場1回 510円
		卓球場1回 200円
		トレーニングルーム1人・1回 200円
備考	「1面」とは、バレーボールコート1面をいう。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

学校運動場夜間照明施設使用料の屋内運動場の料金体系を改定するため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公民館条例及び松山市北条コミュニティセンター条例の一部改正について
松山市公民館条例及び松山市北条コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公民館条例及び松山市北条コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
(松山市公民館条例の一部改正)

第1条 松山市公民館条例(平成16年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「2年」を「2年以内で教育委員会が定める期間」に改める。

別表第2 浅海公民館の部に次のように加える。

研修室	410円	510円	4,660円
会議室	300円	410円	3,560円

別表第2備考に次のように加える。

5 入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の額の100パーセントを加算する。

(松山市北条コミュニティセンター条例の一部改正)

第2条 松山市北条コミュニティセンター条例(平成16年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

5 入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の額の100パーセントを加算する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の松山市公民館条例別表第2備考の規定及び第2条の規定

による改正後の松山市北条コミュニティセンター条例別表備考の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に使用の許可の申請がされた平成31年7月1日（以下この項において「基準日」という。）以後の施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前に当該申請がされた施設の使用に係る使用料及び施行日以後に当該申請がされた基準日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

入場料等を徴収して公民館を使用する場合の使用料の額等を定めるため、本案を提出する。

議案第 33 号

平成 31 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

松山市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

松山市学校給食共同調理場設置条例（昭和 48 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表松山市和気学校給食共同調理場の項を削る。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

松山市和気学校給食共同調理場を廃止するため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

附則第10項中「平成30年度分」を「平成31年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正に伴い基礎賦課限度額を引き上げるとともに、低所得世帯に対する軽減措置を継続するため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

介護医療院の管理者は，次に掲げる業務を委託する場合は，医療法施行規則第9条の8，第9条の9，第9条の12，第9条の13，別表第1の2及び別表第1の3，臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令による改正前の臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条の規定を準用する。この場合において，医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院，診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院，診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準省令」という。）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と，同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。

）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同規則第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「介護医療院基準省令第33条第3項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同規則第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「介護医療院基準省令第33条第3項第3号の規定による医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同規則第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「介護医療院基準省令第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令による改正前の臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い，介護医療院の運営に関する基準に関し，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市安居島水道条例の一部改正について

松山市安居島水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市安居島水道条例の一部を改正する条例

松山市安居島水道条例（平成16年条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表中「771円」を「785円」に、「38円」を「39円」に、「159円」を「162円」に、「237円」を「241円」に、「262円」を「267円」に、「267円」を「272円」に、「273円」を「278円」に、「278円」を「283円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成31年11月分として徴収する利用料金から適用し、同月前の月分として徴収する利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の前日から継続して給水を受けている使用者の同日以後の最初の検針の日からその直前の検針の日までの期間に係る利用料金のうち、平成31年11月分として徴収する利用料金については、この条例による改正前の別表の規定を適用する。

（提案理由）

松山市水道事業給水条例の改正に伴い、安居島水道利用料金の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第 37 号

平成 31 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 7 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「239円」を「243円」に、「262円」を「266円」に、「148円」を「150円」に、「604円」を「615円」に、「250円」を「254円」に、「627円」を「638円」に、「170円」を「173円」に、「752円」を「765円」に、「433円」を「441円」に、「444円」を「452円」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、し尿処理手数料の適正化を図るため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第110号の12を第110号の13とし、第110号の4から第110号の11までを1号ずつ繰り下げ、第110号の3の次に次の1号を加える。

(110)の4 廃棄物再生事業者登録申請手数料 1件につき 40,000円

第2条第1項第124号の2ア中「第171号の3」を「第171号の6」に改め、同項第141号の次に次の2号を加える。

(141)の2 用途地域における建築等許可申請手数料（法第48条第16項第1号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）関係） 1件につき 110,000円

(141)の3 用途地域における建築等許可申請手数料（法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）関係） 1件につき 150,000円

第2条第1項第171号の3中「第86条の8第3項」の次に「（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の次に次の3号を加える。

(171)の4 既存建築物を2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の認定申請手数料（法第87条の2第1項関係） 1件につき 27,000円

(171)の5 興行場等の用途変更許可申請手数料（法第87条の3第5項関係） 1件につき 120,000円

(171)の6 特別興行場等の用途変更許可申請手数料（法第87条の3第6項関係） 1件につき 160,000円

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日

から施行する。ただし、第2条第1項中第110号の12を第110号の13とし、第110号の4から第110号の11までを1号ずつ繰り下げ、第110号の3の次に1号を加える改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

愛媛県からの権限移譲に伴い廃棄物再生事業者登録申請手数料を徴収するとともに、建築基準法の改正に伴い用途地域における建築等許可申請手数料等を徴収するため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市下水道条例及び松山市小規模下水道条例の一部改正について

松山市下水道条例及び松山市小規模下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市下水道条例及び松山市小規模下水道条例の一部を改正する条例

(松山市下水道条例の一部改正)

第1条 松山市下水道条例(平成18年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「1,065円」を「1,085円」に、「32円」を「33円」に、「193円」を「197円」に、「216円」を「220円」に、「223円」を「227円」に、「241円」を「245円」に、「244円」を「249円」に、「259円」を「264円」に、「274円」を「279円」に、「290円」を「295円」に、「30円」を「31円」に改める。

(松山市小規模下水道条例の一部改正)

第2条 松山市小規模下水道条例(平成16年条例第88号)の一部を次のように改正する。

第9条中「166円」を「169円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の松山市下水道条例別表第3の規定及び第2条の規定による改正後の松山市小規模下水道条例第9条の規定は、平成31年10月分として徴収する使用料から適用し、同月前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して汚水を排除している使用者の同日以後の最初の定例日からその直前の定例日までの期間に係る使用料のうち、

平成31年10月分及び11月分として徴収する使用料については、第1条の規定による改正前の松山市下水道条例別表第3の規定及び第2条の規定による改正前の松山市小規模下水道条例第9条の規定を適用する。

(提案理由)

消費税率の引上げに伴い、下水道使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第40号

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市駐車場条例の一部改正について

松山市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市駐車場条例の一部を改正する条例

松山市駐車場条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号の表中「133円」を「136円」に、「822円」を「838円」に、「25,714円」を「26,191円」に改め、同項第2号の表中「514円」を「523円」に、「21,600円」を「22,000円」に改め、同項第3号の表中「66円」を「68円」に、「411円」を「419円」に、「12,857円」を「13,095円」に改め、同条第4項の表中「1,080円」を「1,100円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「540円」を「550円」に、「6,480円」を「6,600円」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、市営駐車場の駐車料金等の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第41号

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道路占用料徴収条例の一部改正について

松山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

松山市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「1.08」を「1.1」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、道路占用料の適正化を図るため、本案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について

松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例

(松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 2 4 年条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項第 6 号中「による」を「に基づく」に改め、同項第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 4 条第 1 項第 2 号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同項第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第 4 号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「同項第 3 号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

(松山市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 松山市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 2 4 年条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「卒業した後」の次に「(学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6

号)による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同項第4号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

(松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(松山市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 松山市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、第1条の規定による改正後の松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第1項第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

3 第4条の規定による改正後の松山市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この項において「旧学校教育

法」という。)第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学(当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

(提案理由)

学校教育法の改正に伴い、水道事業の布設工事監督者等の資格要件を追加するため、本案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市水道事業給水条例及び松山市工業用水道給水条例の一部改正について
松山市水道事業給水条例及び松山市工業用水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市水道事業給水条例及び松山市工業用水道給水条例の一部を改正する条例
(松山市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 松山市水道事業給水条例（平成 9 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（別紙のとおり）

(松山市工業用水道給水条例の一部改正)

第 2 条 松山市工業用水道給水条例（昭和 3 9 年条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(水道料金の適用に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の松山市水道事業給水条例別表第 1 の規定は、平成 3 1 年 1 0 月分として徴収する水道料金から適用し、同月前の月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して給水を受けている使用者の施行日以後の最初の定例日からその直前の定例日までの期間に係る水道料金のうち、平成 3 1 年 1 0 月分及び 1 1 月分として徴収する水道料金については、第 1 条の規定による改正前の松山市水道事業給水条例別表第 1 の規定を適用する。

(工業用水道給水料金の適用に関する経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の松山市工業用水道給水条例第19条第2項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している工業用水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に給水料金の支払を受ける権利が確定するものに係る給水料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税率の引上げに伴い、水道料金の適正化を図るため、本案を提出する。

(別紙)

別表第1 (第24条関係)

区分	メーターの口径	基本料金 (月額)	従量料金 (月額)				
			用途	口径	段階	使用水量	1立方メートルにつき
上水道	13・20ミリメートル	785円	一般用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	39円
	25ミリメートル	1,781円			第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	162円
	30ミリメートル	2,933円			第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	241円
	40ミリメートル	4,610円			第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	267円
	50ミリメートル	8,381円			第5段	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	272円
	75ミリメートル	16,762円			第6段	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	278円
	100ミリメートル	27,238円			第7段	500立方メートルを超える分	283円
	150ミリメートル	54,476円		25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	188円
	150ミリメートルを超えるものは、管理者が別に				第2段	20立方メートルを超え30立方メートルま	241円

		定める。						での分		
								第3段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	267円
								第4段	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	272円
								第5段	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	278円
								第6段	500立方メートルを超える分	283円
				公衆浴場用	13・20 ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	39円		
						第2段	10立方メートルを超える分	95円		
						25ミリメートル以上	1立方メートルから	95円		
簡易水道	萩原	13・20 ミリメートル	785円	一般用	13・20 ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	37円		
	横谷	25ミリメートル	1,362円			第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	147円		
	院内	30ミリメートル	1,885円			第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	152円		
	立岩米之野	40ミリメートル	2,724円			第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	157円		
	客									

	50ミリメートル	4,610円			第5段	50立方メートルを超える分	162円
	50ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。			25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	147円
					第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	152円
					第3段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	157円
					第4段	50立方メートルを超える分	162円
中島地区	13・20ミリメートル	1,728円	一般用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	75円
	25ミリメートル	2,828円			第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	320円
	30ミリメートル	3,981円			第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	419円
	40ミリメートル	5,657円			第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	425円
	50ミリメートル	9,428円			第5段	50立方メートルを超える分	430円

	75ミリメートル	18,857円	25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	320円
	75ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。			第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	419円
		第3段		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	425円	
		第4段		50立方メートルを超える分	430円	

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道の駅条例の一部改正について

松山市道の駅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市道の駅条例の一部を改正する条例

松山市道の駅条例（平成16年条例第89号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,028円」を「1,047円」に、「102円」を「103円」に、「1,542円」を「1,570円」に、「246,857円」を「251,428円」に、「154,285円」を「157,142円」に、「308,571円」を「314,285円」に、「20,571円」を「20,951円」に、「10,285円」を「10,475円」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、道の駅利用料金の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第45号

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市温泉使用条例の一部改正について

松山市温泉使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市温泉使用条例の一部を改正する条例

松山市温泉使用条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1.08」を「1.1」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、温泉使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山城山索道条例及び松山城天守閣条例の一部改正について

松山城山索道条例及び松山城天守閣条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山城山索道条例及び松山城天守閣条例の一部を改正する条例

(松山城山索道条例の一部改正)

第1条 松山城山索道条例(昭和41年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中「130円」を「140円」に、「510円」を「520円」に改める。

第7条の表中「5,210円」を「5,310円」に、「14,810円」を「15,090円」に、「28,080円」を「28,600円」に改める。

第10条の表中「130円」を「140円」に、「260円」を「280円」に、「390円」を「420円」に、「520円」を「560円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第13条第3号の表中「9,600円」を「9,780円」に、「4,390円」を「4,470円」に、「22,870円」を「23,290円」に、「17,660円」を「17,980円」に、「13,270円」を「13,510円」に、「8,060円」を「8,200円」に、「2,850円」を「2,890円」に改める。

第21条第2項の表中「410円」を「420円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

(松山城天守閣条例の一部改正)

第2条 松山城天守閣条例(平成19年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「510円」を「520円」に、「150円」を「160円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の松山城山索道条例第7条の規定

により発行された定期乗車券の取扱いについては、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税率の引上げに伴い、松山城山索道料金等の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第47号

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部改正について

松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部を改正する条例

松山市鹿島公園渡船施設使用料条例（平成16年条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「500円」を「510円」に、「250円」を「260円」に、「360円」を「370円」に、「180円」を「190円」に改める。

別表第2中「510円」を「520円」に、「570円」を「580円」に、「5,100円」を「5,200円」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、鹿島公園渡船施設使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第48号

平成31年2月19日提出

松山市長、野志克仁

松山中央公園多目的競技場条例の一部改正について

松山中央公園多目的競技場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山中央公園多目的競技場条例の一部を改正する条例

松山中央公園多目的競技場条例（平成16年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1, 296円」を「1, 320円」に、「648円」を「660円」に改め、同別表第2項の表中「3, 240円」を「3, 300円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「1, 296円」を「1, 320円」に、「648円」を「660円」に、「5, 400円」を「5, 500円」に、「8, 964円」を「9, 130円」に、「9, 180円」を「9, 350円」に、「21, 924円」を「22, 330円」に、「3, 060円」を「3, 116円」に改め、同別表第3項の表中「24, 624円」を「25, 080円」に、「18, 900円」を「19, 250円」に、「17, 604円」を「17, 930円」に、「21, 924円」を「22, 330円」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、松山中央公園多目的競技場使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「道後温泉別館」を「道後温泉別館 飛鳥乃湯泉（以下「道後温泉別館」という。）」に改める。

第 5 条第 3 項中「限る。）」の次に「，療育手帳（重度のものに限る。）」を加え，同項ただし書中「無料」を「当該使用料の額の半額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。）」に改める。

第 7 条ただし書中「無料とし，定期観光バスの乗客は 3 割引」を「，無料」に改め，同条第 1 号中「260 円」を「270 円」に改める。

第 18 条第 1 項中「46.44 円」を「47.3 円」に改める。

第 24 条第 1 項中「108 万円」を「110 万円」に改め，同条第 2 項中「864,000 円」を「88 万円」に改める。

付則に次の見出し及び 2 項を加える。

（統制額の改定に伴う特例）

- 4 松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 31 年条例第 号。次項において「改正条例」という。）の施行の日以後において，統制額の大人の入浴料金が 410 円を上回る場合における第 5 条第 2 項及び別表の規定の適用については，同項中「椿の湯」とあるのは「神の湯階下及び椿の湯」と，同表神の湯の部階下の項大人の欄中「420 円」とあるのは「統制額の大人の入浴料金の 10 円を加えた額」とする。
- 5 改正条例の施行の日以後において，統制額の中人の入浴料金が 150 円を上回る場合

における第5条第2項及び別表の規定の適用については、同項中「椿の湯」とあるのは「神の湯階下及び椿の湯」と、同表神の湯の部階下の項小人の欄中「160円」とあるのは「統制額の中人の入浴料金に10円を加えた額」とする。

別表霊の湯の部中「1,550円」を「1,580円」に、「770円」を「780円」に、「1,250円」を「1,280円」に、「620円」を「630円」に改め、同表神の湯の部中「840円」を「860円」に、「410円」を「420円」に改め、同表道後温泉別館の部中「2,000円」を「2,040円」に、「1,650円」を「1,690円」に、「820円」を「830円」に、「1,250円」を「1,280円」に、「620円」を「630円」に、「600円」を「610円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発売した回数券は、平成31年12月31日までに限り有効とし、同日を経過したときは、使用することができない。
- 3 この条例の施行の日前に使用を開始した月受入浴券は、当該月受入浴券に記載された有効期間内に限り、従前の料金とする。

(提案理由)

消費税率の引上げに伴い道後温泉浴場使用料等の適正化を図るとともに、いこいの家を使用できる者に療育手帳所持者を追加するため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例及び松山市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について

松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例及び松山市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例及び松山市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

(松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の一部改正)

第1条 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例(平成9年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

(松山市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

第2条 松山市県営土地改良事業分担金等徴収条例(平成10年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

土地改良法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第51号

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市中央卸売市場業務条例の一部改正について

松山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

松山市中央卸売市場業務条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第55条第2項及び第3項中「その8パーセント」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第59条第1項中「8パーセント」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第64条第1項中「その8パーセント」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

別表第3中「取扱金額」を「せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額」に改め、「販売した金額」の次に「から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を差し引いた金額」を加え、同表備考中「（取扱額割市場使用料にあつては、この表により算定した額）」を削る。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、中央卸売市場の卸売業者等の業務の処理方法に関し所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正について

松山市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

松山市公設花き地方卸売市場業務条例（平成 2 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項中「その 8 パーセント」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第 5 5 条第 1 項中「8 パーセント」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第 6 0 条第 1 項中「その 8 パーセント」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

別表第 2 中「取扱金額」を「せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る金額」に改め、「販売した金額」の次に「から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を差し引いた金額」を加え、同表備考中「（取扱額割市場使用料にあつては、この表により算定した額）」を削る。

付 則

この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、公設花き地方卸売市場の卸売業者等の業務の処理方法に関し所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第53号

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部改正について

松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

松山市公設水産地方卸売市場業務条例（平成23年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「その8パーセント」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第55条中「8パーセント」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第59条第1項中「その8パーセント」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

別表第4中「取扱金額」を「せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る金額」に改め、「販売した金額」の次に「から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を差し引いた金額」を加え、同表備考中「（取扱額割市場使用料にあっては、この表により算定した額）」を削る。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、公設水産地方卸売市場の卸売業者等の業務の処理方法に関し所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1. 契約名 平成31年度包括外部監査契約
2. 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
3. 契約の始期 平成31年4月1日
4. 契約の金額 11,112,200円を上限とする額
5. 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、費用の一部を前金払できるものとする。
6. 契約の相手方 住所 松山市味酒町二丁目

氏名 近藤 壮

資格 公認会計士

(提案理由)

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

地方自治法施行令（抄）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（松山駅周辺土地区画整理事業の公共施設充当用地）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 不動産の表示

松山市南江戸一丁目368番2ほか5筆

鉄道用地ほか 13,957.13平方メートル

（明細別表のとおり）

2. 取得価格

15億5,691万345円

3. 契約の相手方

香川県高松市浜ノ町8番33号

四国旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 半井 真司

4. 契約の方法

随意契約

（提案理由）

松山駅周辺土地区画整理事業の公共施設充当用地として買収するため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

別表

所在地	地番	地目	地積 (m ²)
松山市南江戸一丁目	368番2	鉄道用地	3,035.42
〃	381番2	〃	991.82
〃	417番1	〃	4,749.83
〃	428番1	〃	3,925.07
〃	433番2	〃	1,169.58
〃	512番2	公衆用道路	85.41
合計		(6筆)	13,957.13

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 素鷲 184号線	小坂三丁目	小坂三丁目	
2	市道 桑原 271号線	正円寺四丁目	正円寺四丁目	
3	市道 桑原 272号線	東野二丁目	東野二丁目	
4	市道 桑原 273号線	東野三丁目	東野三丁目	
5	市道 道後 198号線	石手四丁目	石手四丁目	
6	市道 味生 284号線	北斎院町	北斎院町	
7	市道 味生 285号線	南斎院町	南斎院町	
8	市道 味生 286号線	南斎院町	南斎院町	
9	市道 味生 287号線	空港通六丁目	空港通六丁目	
10	市道 生石 289号線	富久町	富久町	
11	市道 垣生 198号線	東垣生町	東垣生町	
12	市道 垣生 199号線	東垣生町	東垣生町	
13	市道 宮前 175号線	古三津三丁目	古三津三丁目	
14	市道 久枝 275号線	久万ノ台	久万ノ台	
15	市道 久枝 276号線	久万ノ台	久万ノ台	
16	市道 久枝 277号線	東長戸三丁目	東長戸三丁目	

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
17	市道 和気 244号線	和気町一丁目	和気町一丁目	
18	市道 余土 241号線	余戸西五丁目	余戸西五丁目	
19	市道 浮穴 106号線	森松町	森松町	
20	市道 石井 520号線	西石井六丁目	西石井六丁目	
21	市道 石井 521号線	星岡三丁目	星岡三丁目	
22	市道 久谷 194号線	西野町	西野町	
23	市道 久谷 195号線	上野町	上野町	
24	市道 湯山 175号線	溝辺町	溝辺町	

(提案理由)

図面番号第1～23号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第39条の規定に伴い、第24号は一般交通の用に供されている道路で土地所有者からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

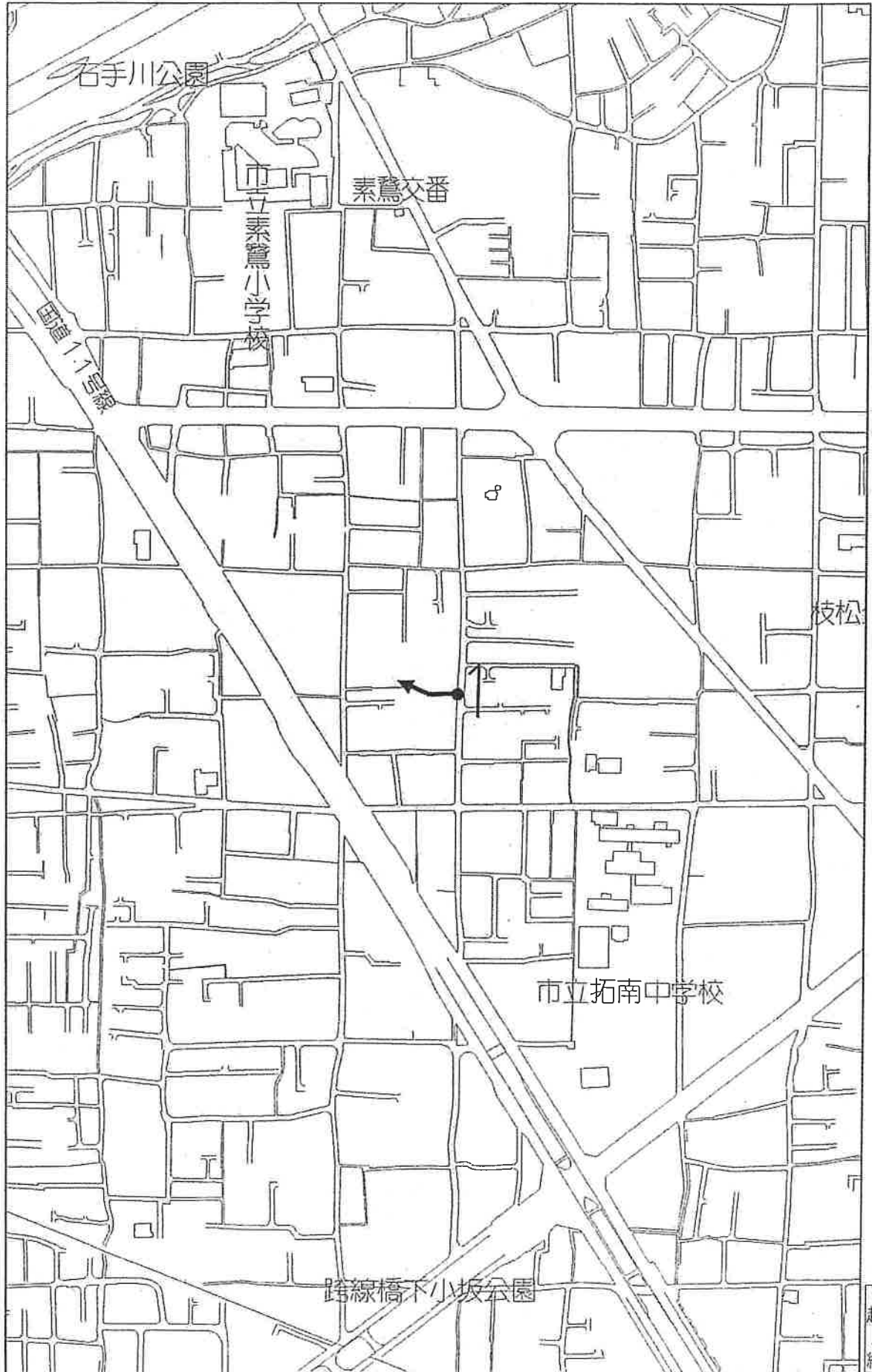
第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

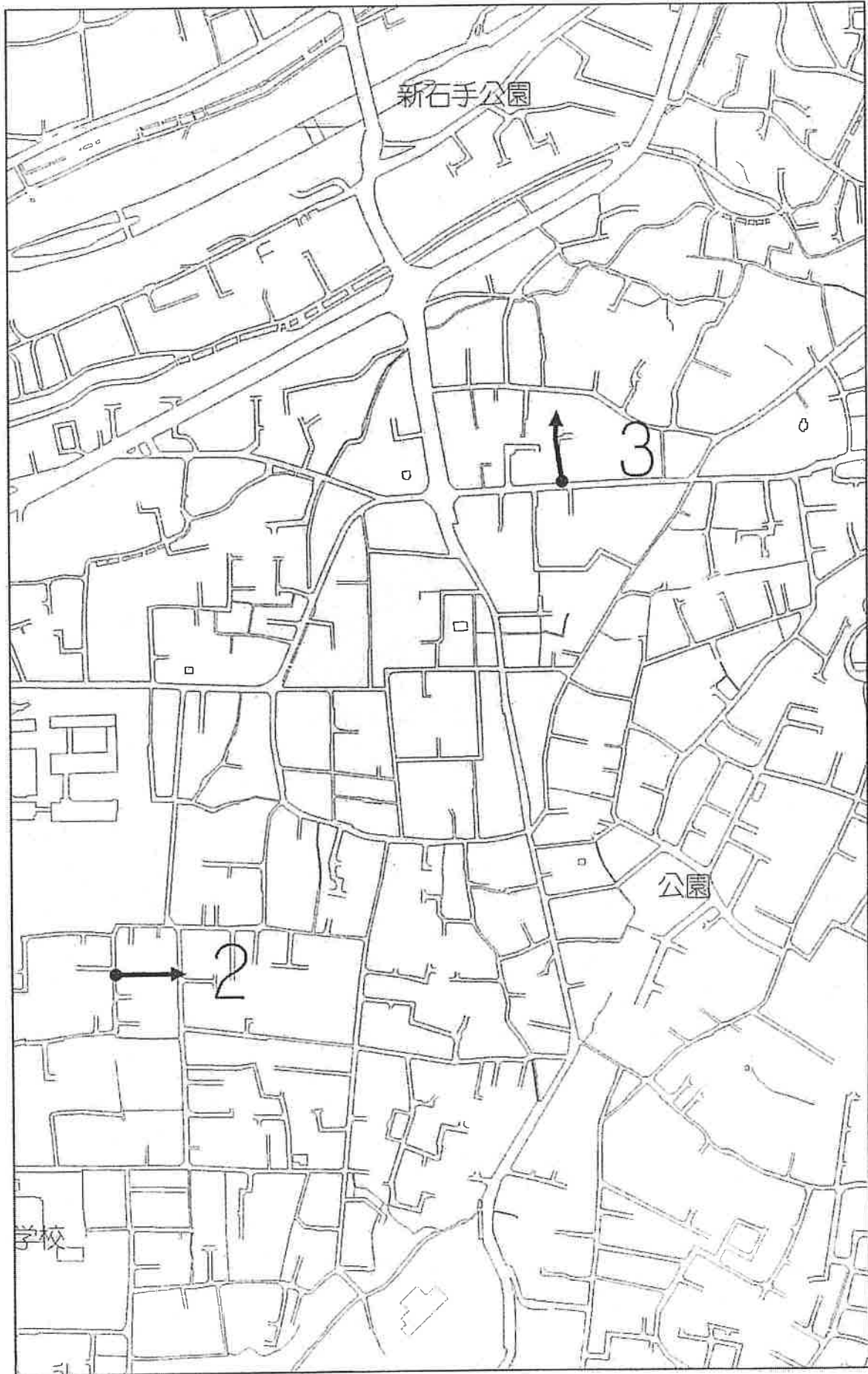
道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。





新石手公園

3

2

公園

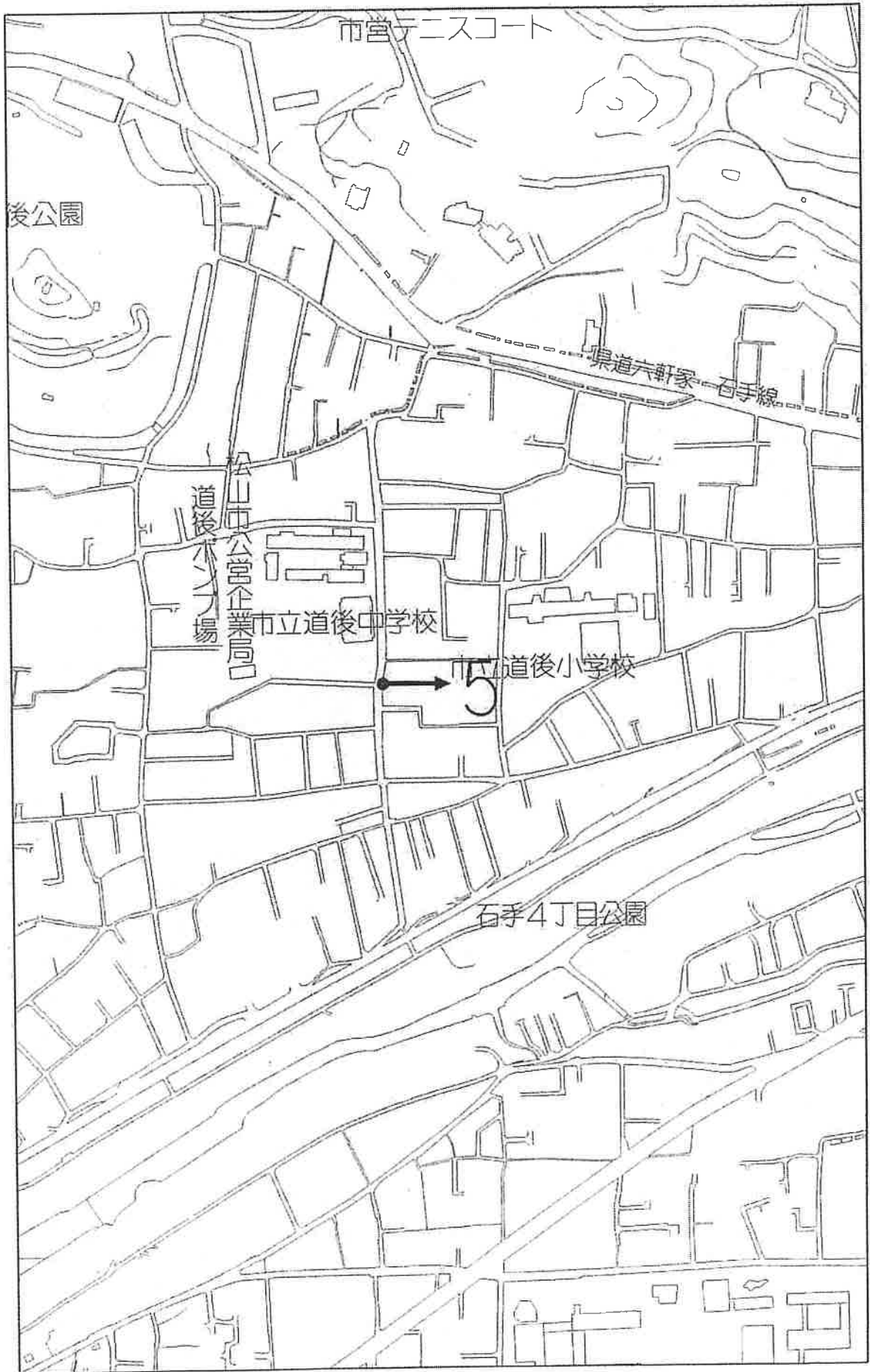
学校

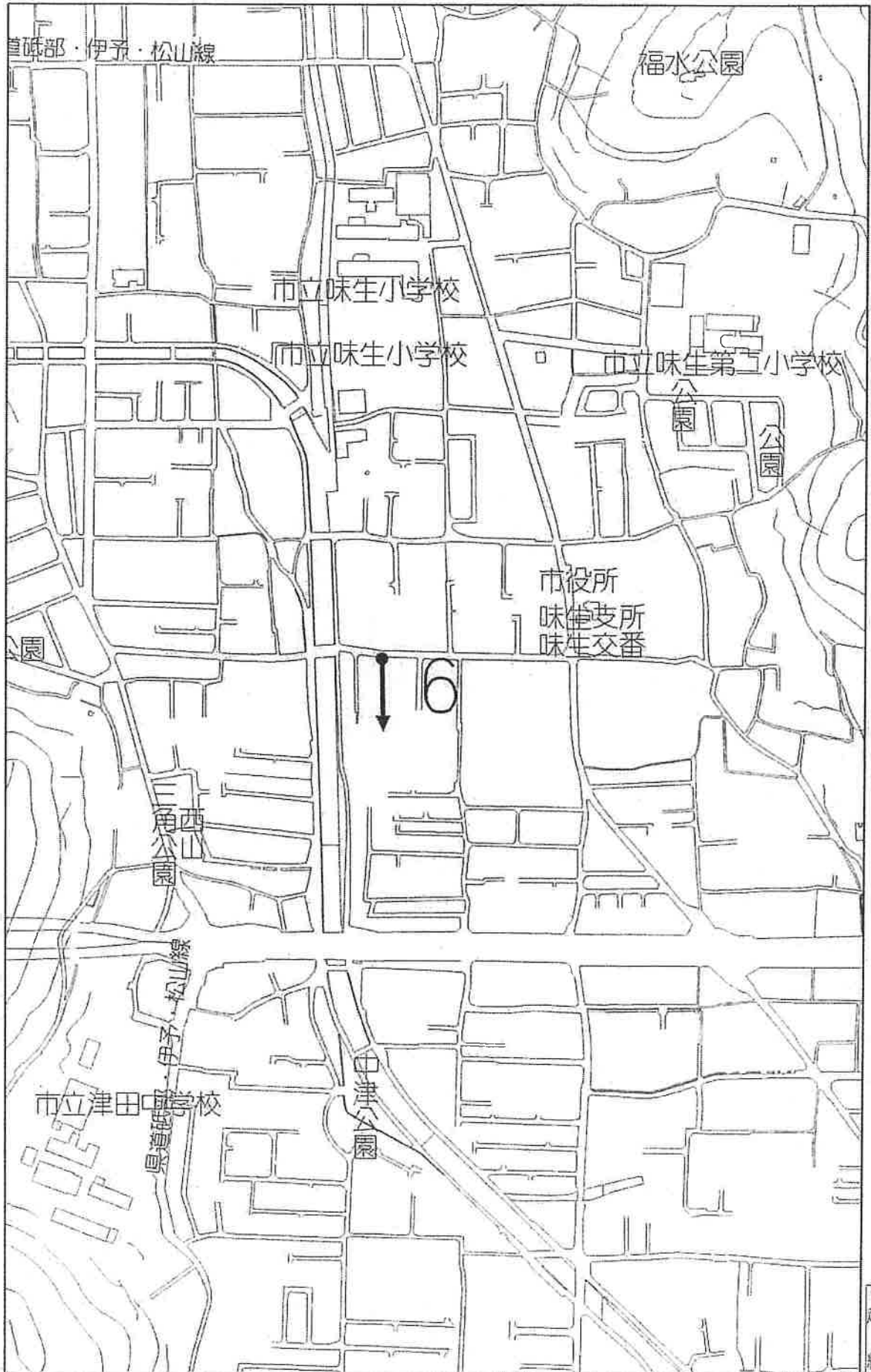
● 起点
← 終点

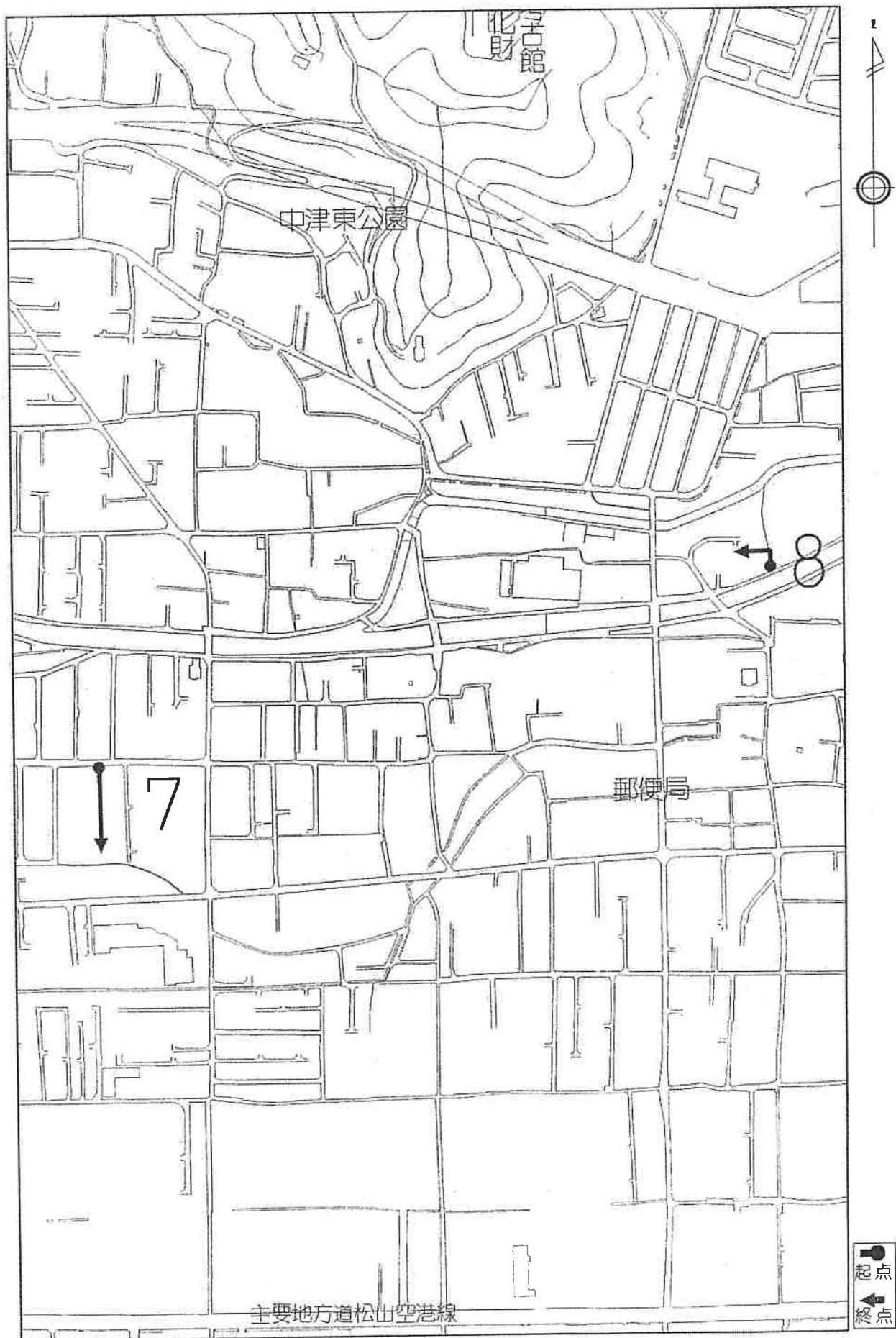


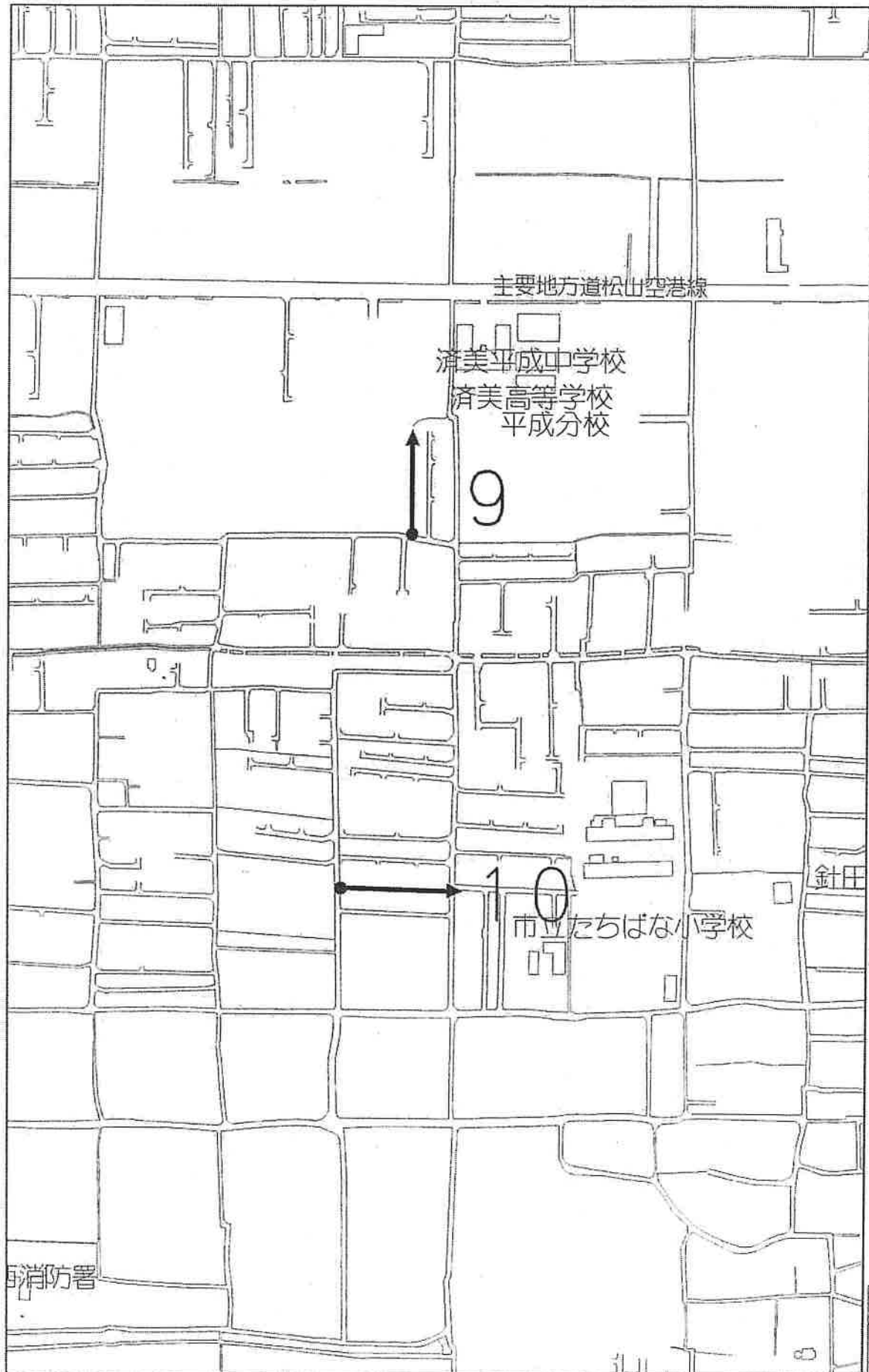
起点
↑
終点

市立桑原中学校

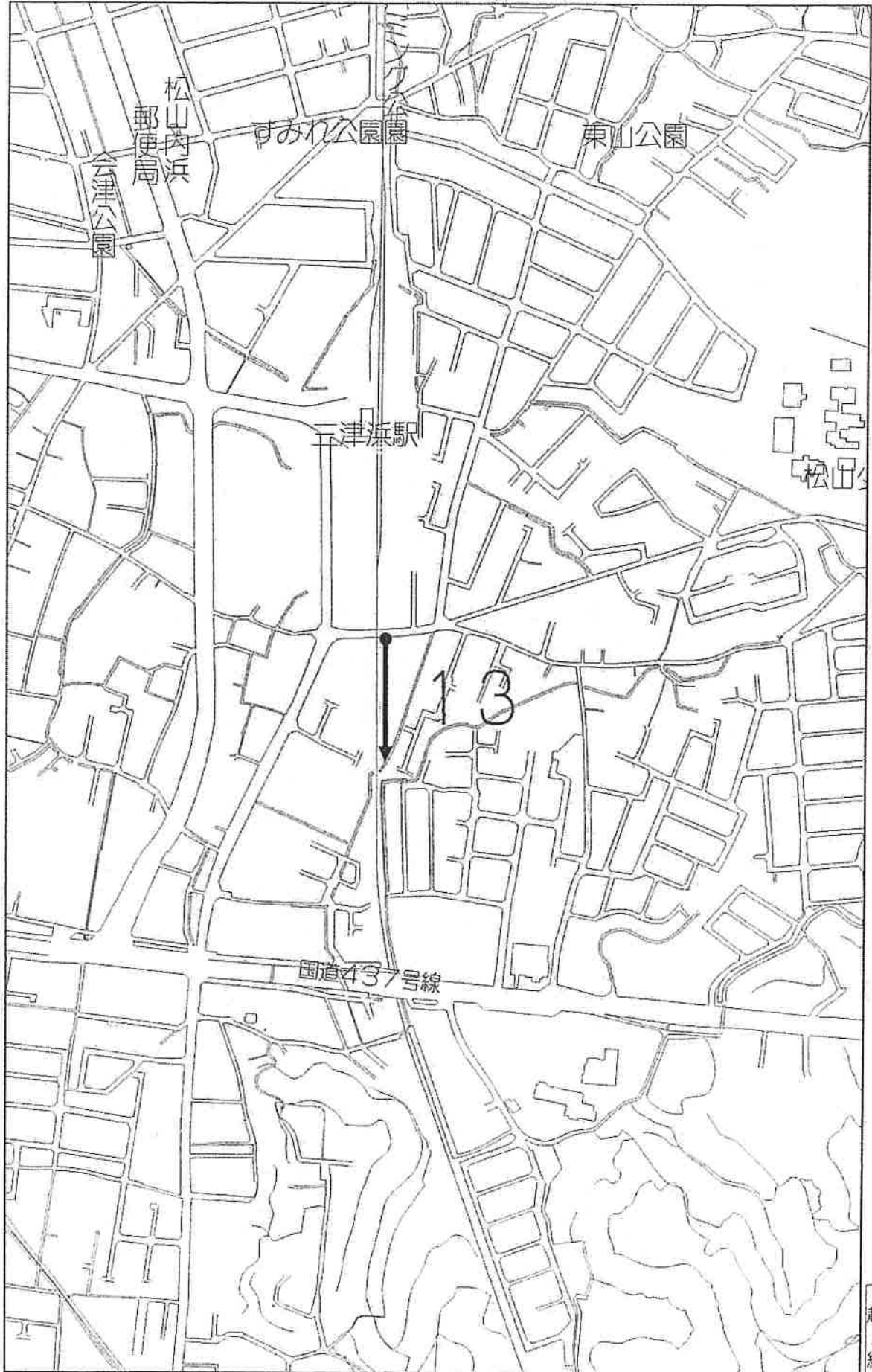


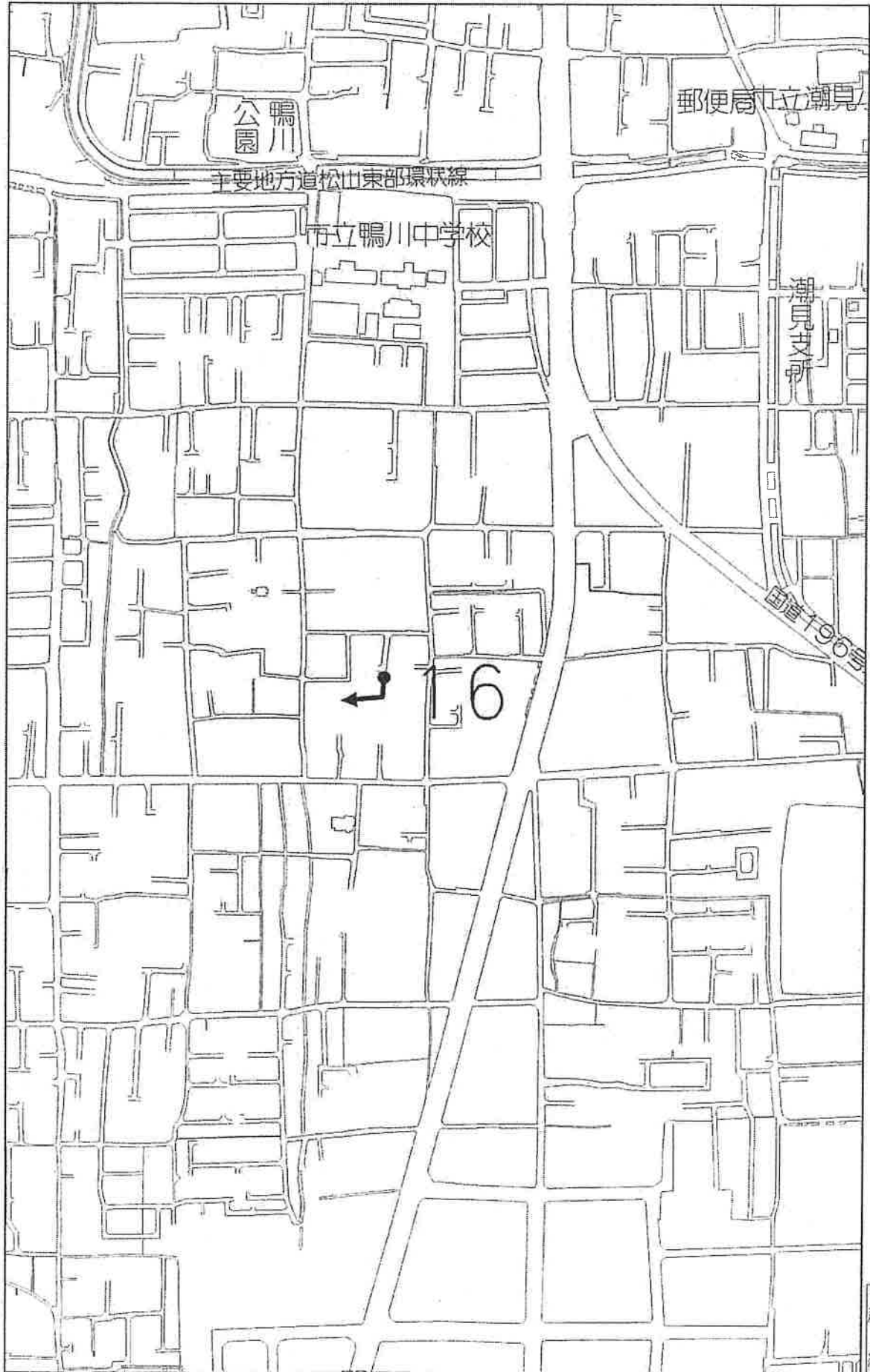


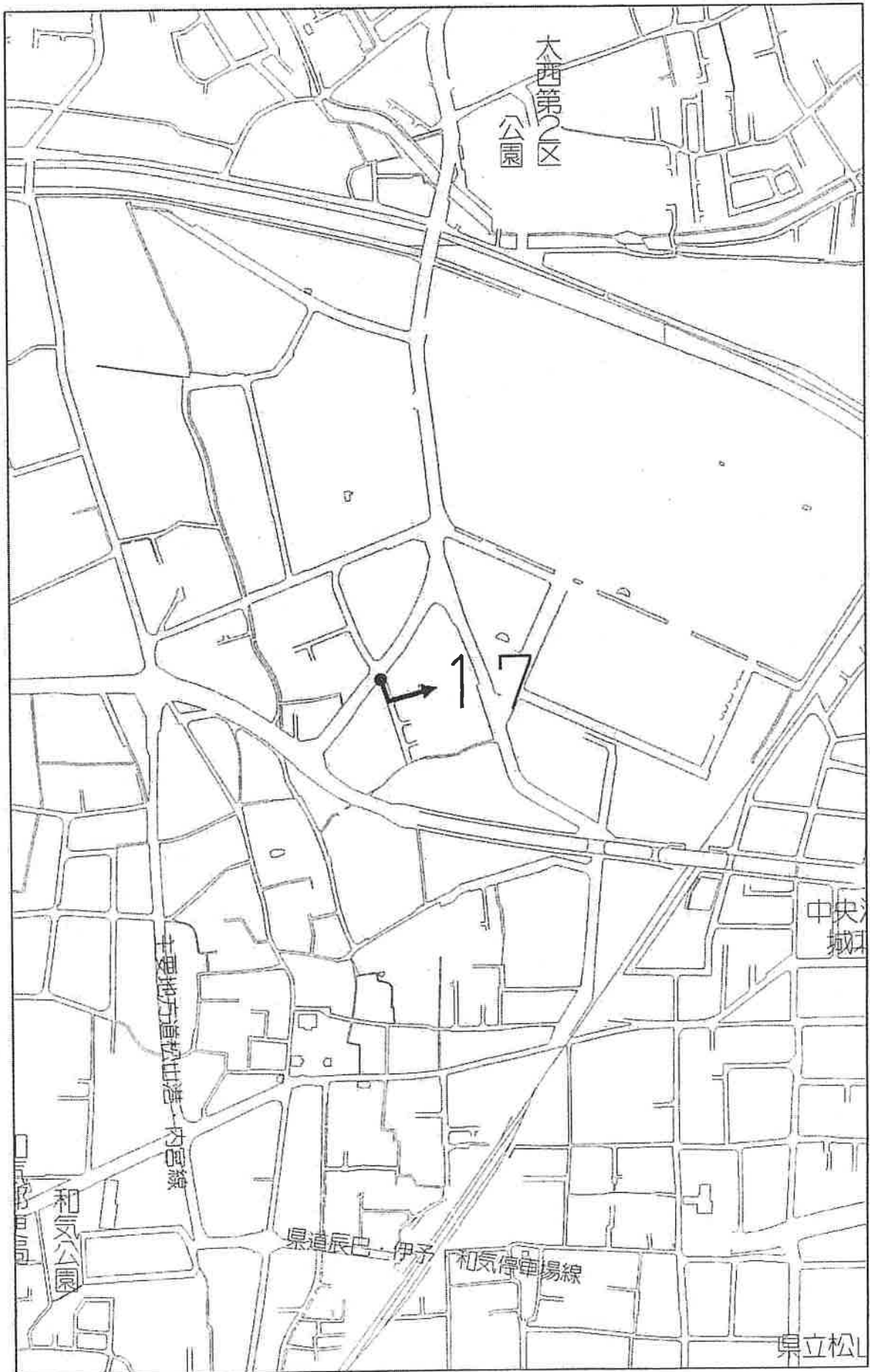


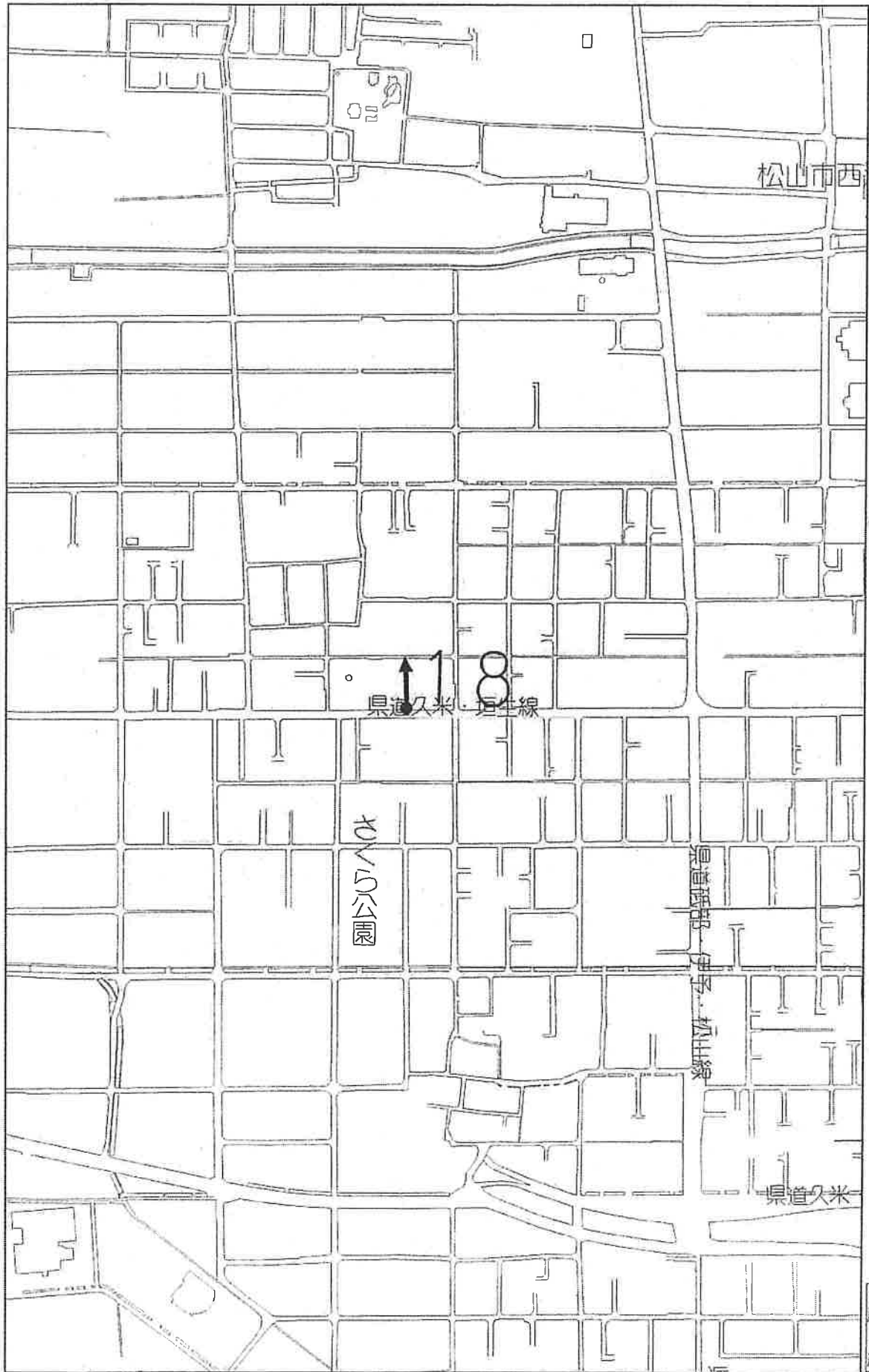


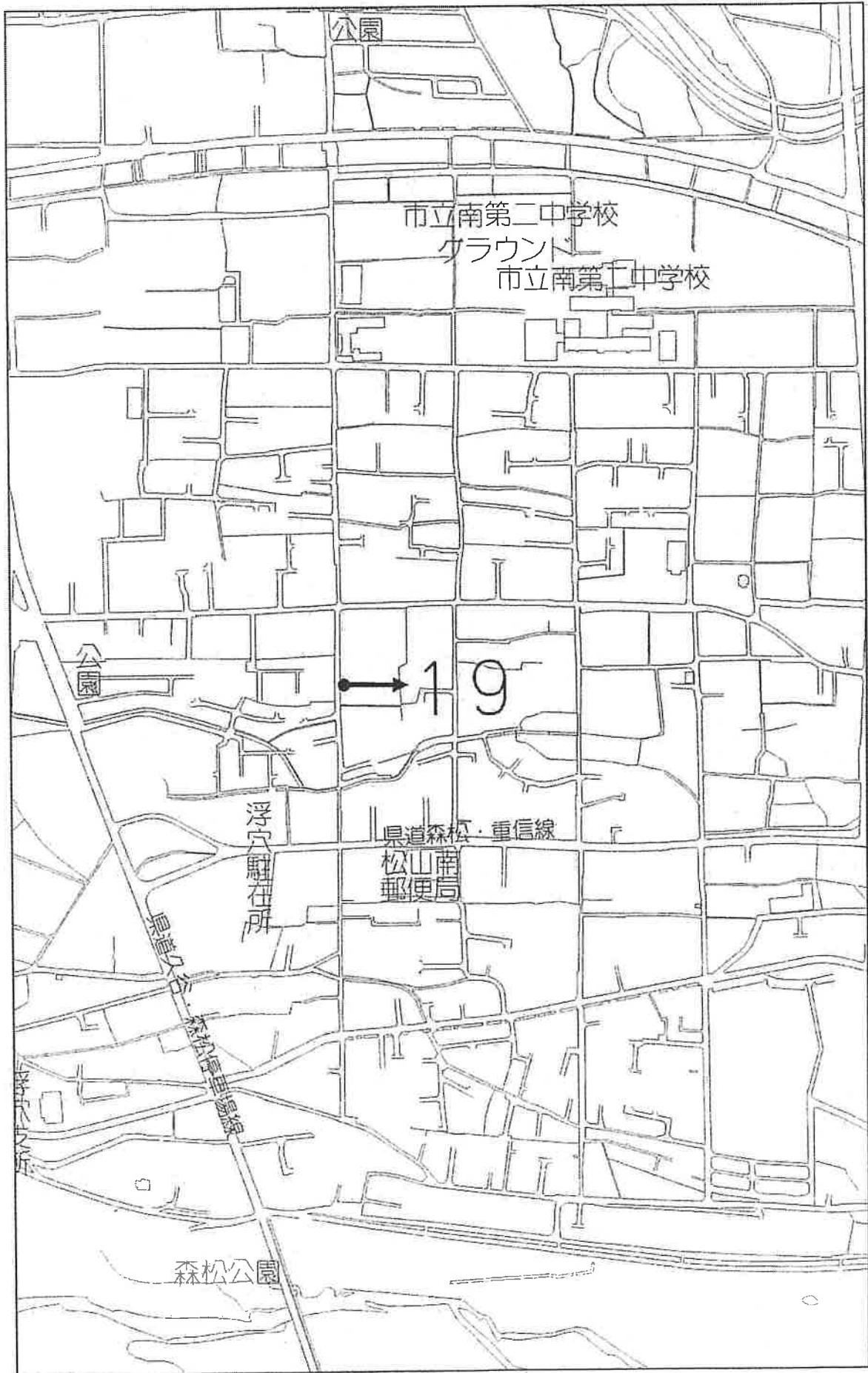


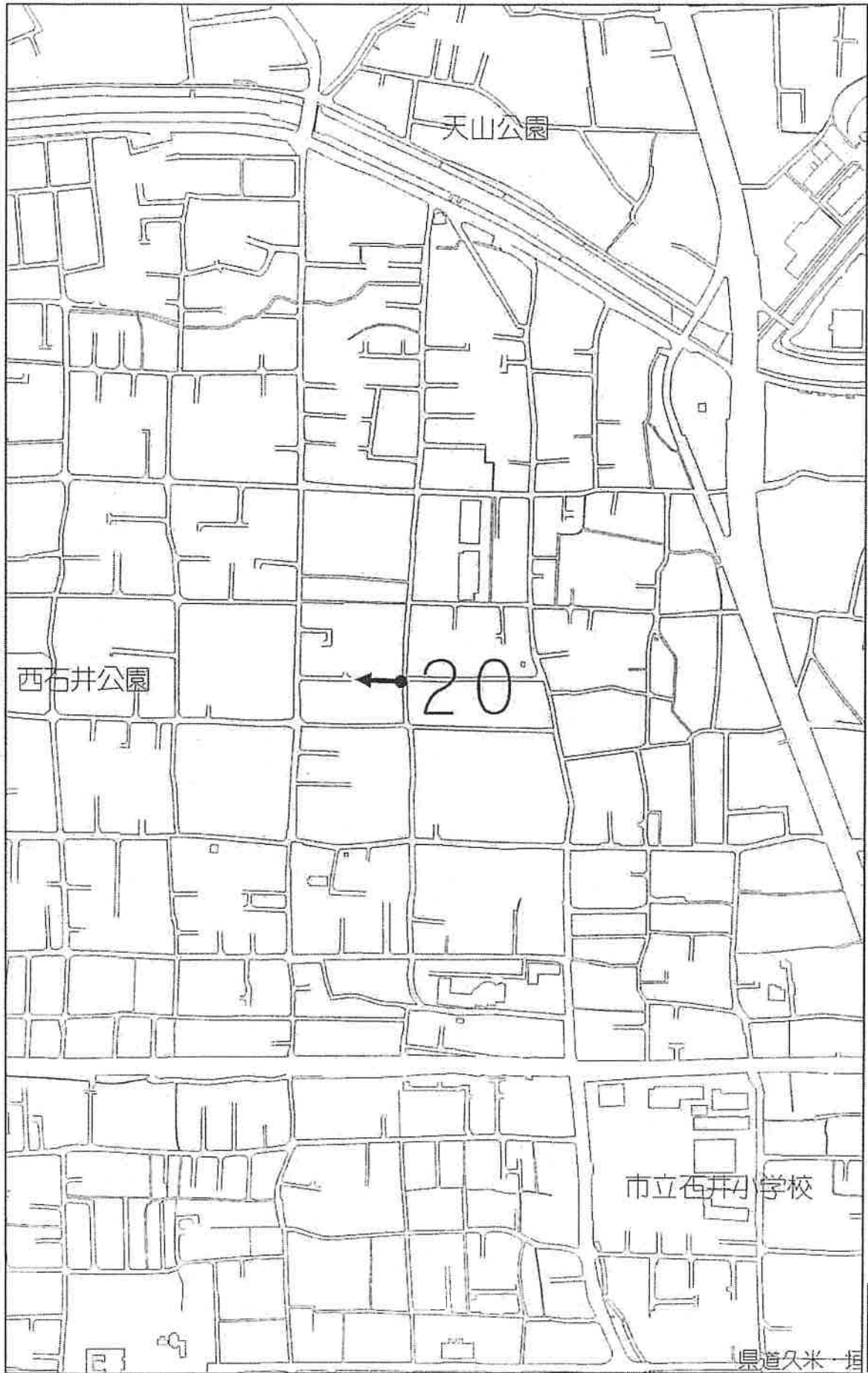


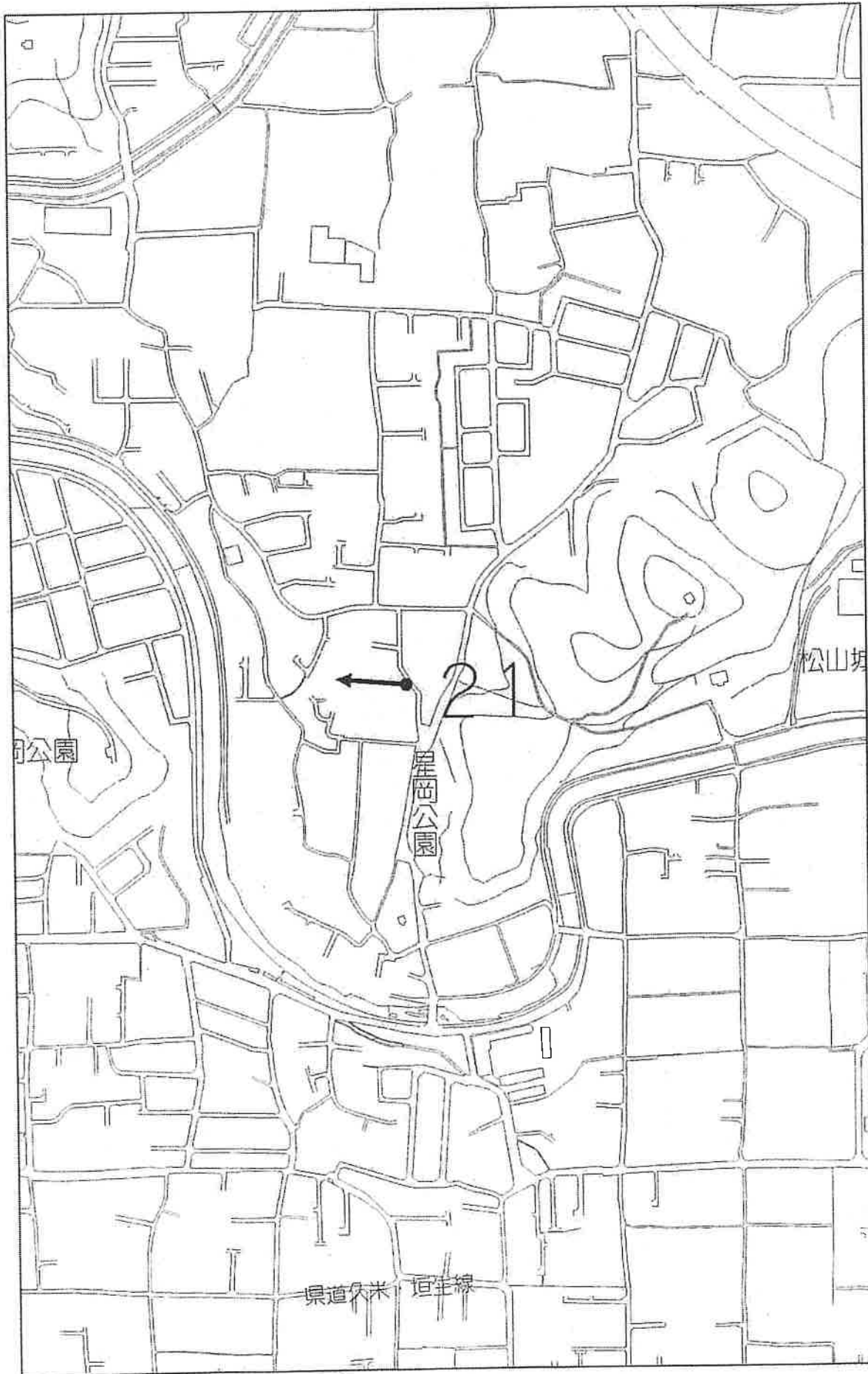




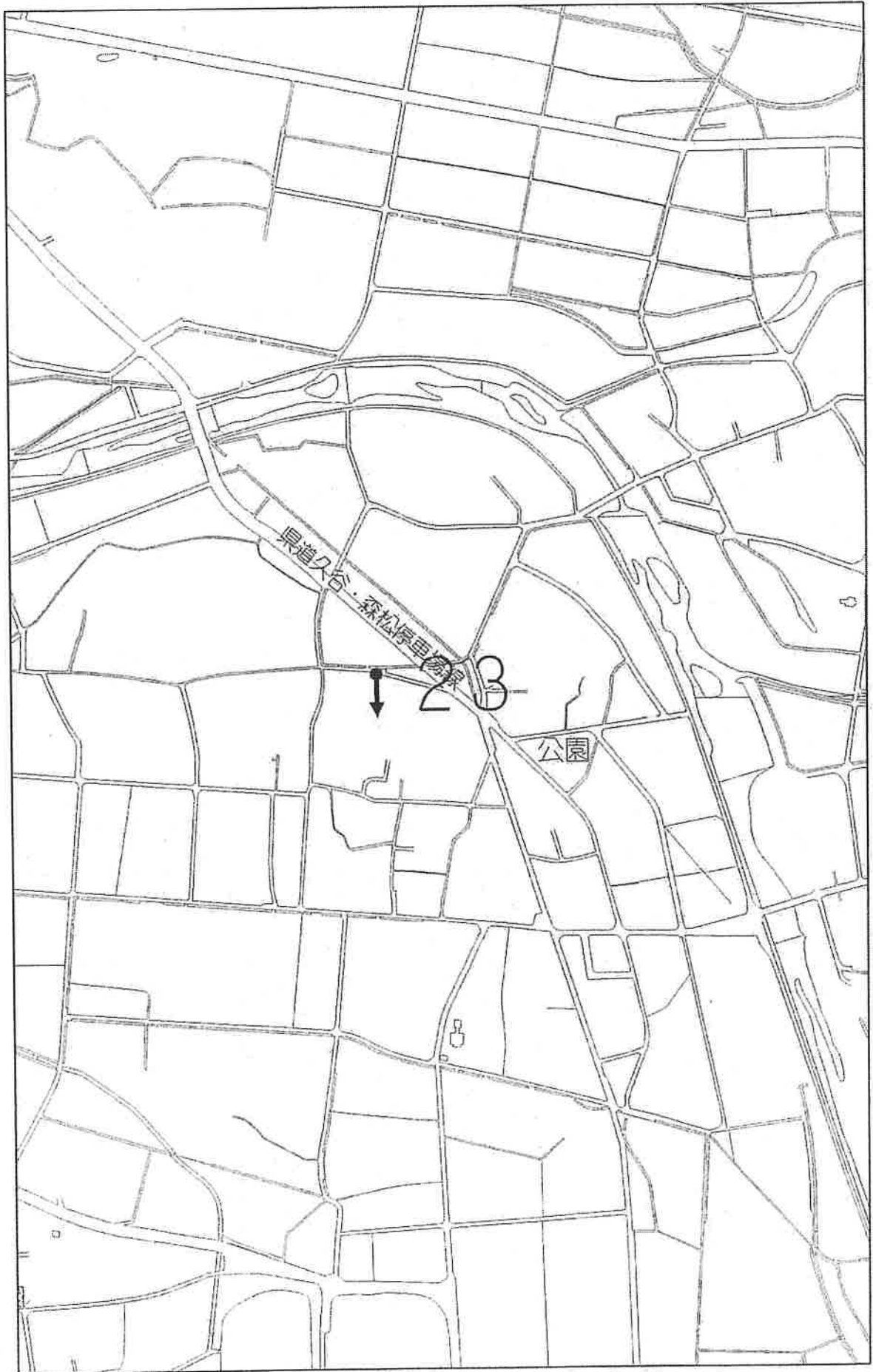


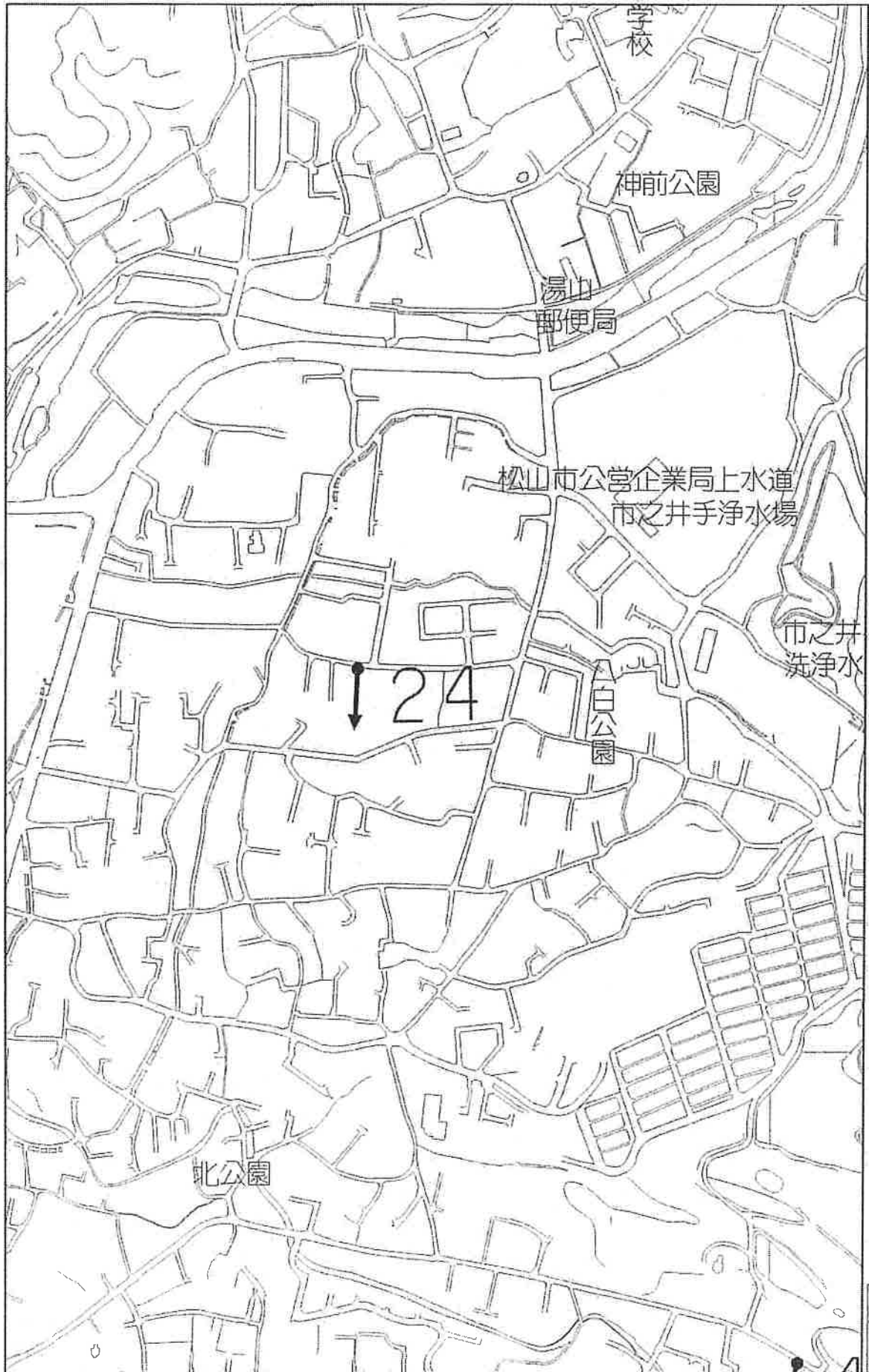












図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 素鷲 184号線	松山市小坂三丁目 233番1地先	松山市小坂三丁目 233番5地先	4.3 ～ 8.9	48.5
2	市 道 桑原 271号線	松山市正円寺四丁目 272番12地先	松山市正円寺四丁目 273番2地先	4.3 ～ 8.9	55.3
3	市 道 桑原 272号線	松山市東野二丁目 甲184番1地先	松山市東野二丁目 甲183番12地先	4.3 ～ 8.8	50.0
4	市 道 桑原 273号線	松山市東野三丁目 甲425番1地先	松山市東野三丁目 甲425番6地先	4.3 ～ 8.9	42.3
5	市 道 道後 198号線	松山市石手四丁目 甲701番1地先	松山市石手四丁目 甲701番6地先	4.8 ～ 9.4	53.6
6	市 道 味生 284号線	松山市北斎院町 680番3地先	松山市北斎院町 679番17地先	4.3 ～ 8.7	57.7
7	市 道 味生 285号線	松山市南斎院町 925番8地先	松山市南斎院町 925番1地先	5.3 ～ 9.7	75.2
8	市 道 味生 286号線	松山市南斎院町 1116番1地先	松山市南斎院町 1108番1地先	5.3 ～ 10.0	35.0
9	市 道 味生 287号線	松山市空港通六丁目 488番1地先	松山市空港通六丁目 488番12地先	4.3 ～ 8.7	85.7
10	市 道 生石 289号線	松山市富久町 98番1地先	松山市富久町 98番11地先	4.3 ～ 8.8	104.0
11	市 道 垣生 198号線	松山市東垣生町 129番9地先	松山市東垣生町 129番7地先	4.3 ～ 9.2	25.2
12	市 道 垣生 199号線	松山市東垣生町 195番10地先	松山市東垣生町 195番1地先	4.3 ～ 8.9	62.9
13	市 道 宮前 175号線	松山市古三津三丁目 1184番1地先	松山市古三津三丁目 1191番7地先	4.3 ～ 8.8	90.6
14	市 道 久枝 275号線	松山市久万ノ台 1215番6地先	松山市久万ノ台 1214番10地先	4.2 ～ 8.5	61.5
15	市 道 久枝 276号線	松山市久万ノ台 1214番16地先	松山市久万ノ台 1214番17地先	4.3 ～ 8.4	18.6
16	市 道 久枝 277号線	松山市東長戸三丁目 444番6地先	松山市東長戸三丁目 443番7地先	4.4 ～ 4.5	50.2

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
17	市 道 和気 244号線	松山市和気町一丁目 450番35地先	松山市和気町一丁目 453番7地先	4.3 ～ 13.6	61.7
18	市 道 余土 241号線	松山市余戸西五丁目 2240番1地先	松山市余戸西五丁目 2239番地先	5.0 ～ 9.7	39.9
19	市 道 浮穴 106号線	松山市森松町 745番7地先	松山市森松町 745番12地先	4.8 ～ 9.2	48.3
20	市 道 石井 520号線	松山市西石井六丁目 156番9地先	松山市西石井六丁目 156番7地先	4.3 ～ 8.8	30.9
21	市 道 石井 521号線	松山市星岡三丁目 391番2地先	松山市星岡三丁目 391番4地先	4.3 ～ 9.6	58.4
22	市 道 久谷 194号線	松山市西野町 甲293番6地先	松山市西野町 甲293番5地先	4.3 ～ 9.2	24.8
23	市 道 久谷 195号線	松山市上野町 甲84番1地先	松山市上野町 甲84番6地先	4.5 ～ 10.1	36.1
24	市 道 湯山 175号線	松山市溝辺町 甲248番7地先	松山市溝辺町 甲248番10地先	4.3 ～ 8.5	49.3

平成31年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（ため池等整備事業・儀式新池地区）の施行について

市営土地改良事業（ため池等整備事業・儀式新池地区）を、次の計画概要書に基づき平成31年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（ため池等整備事業・儀式新池地区）計画概要書

1. 目的

本地区は、愛媛県松山市の北東部、二級河川立岩川に注ぐ儀式川の上流部の丘陵地に位置しており、河川沿いに集落や農地が点在している。年間の降水量が少ない地域であり、主な水源をため池として、稲作や果樹栽培が展開されているが、近年、ため池の脆弱化が顕著となっている。そこで、農地・農業用施設・住宅等への災害を未然に防止するため、脆弱化したため池の改修を実施するものである。

2. 地域の所在及び現況

(1) 地域の所在

愛媛県松山市儀式

(2) 地目・地籍

（現況地目）田 2.8ha

(3) 現況

①自然環境

本地区は、愛媛県松山市の北東部儀式川の上流部に位置し、地形は急峻なところから河川沿いにかけてなだらかになる丘陵地であり、河川沿いに水田・畑・樹園地が点在している。

②社会環境

本地区の位置する儀式は、主要道路は整備され、近年では住宅地が造成されており、地区外からの人口の流入がみられる。人口増加に伴う地域環境の変化に伴う、集落機能の強化・再構築が必要となっている。

③生産環境

本地区は、水稻栽培を営む農家は減少し、柑橘類、露地野菜などの畑地栽培を営む農家が多くみられる。農地についても未整備で狭小なものが多く、専業農家が営農する農地も減少の一途をたどっている。

3. 基本計画

(1) 計画の要旨

本地区のため池は、築造後150年以上を経過し、堤体の断面不足や取水施設の老朽化が進んでおり、波浪による上流法面の浸食や取水施設の老朽化も進行している。また、後法尻からの漏水が見受けられ、漏水量を調査すると100m当たり60L以上で漏水量は許容値を超えている。また、大雨時の貯水水位上昇による水圧の増加により、堤体決壊の危険が高い池である。決壊時には下流域の住宅地など、約12戸や農地3.9haに浸水被害が及び、甚大な被害となる恐れがあるため、早急な改修が必要となっている。

事業別・地目別面積

事業目的：農地防災（現況地目）田 2.8ha

(2) 環境と調和への配慮

環境概査において希少種等の生息も確認されていることから、ミティゲーション5原則の軽減を選択し、工事期間中における待避箇所の確保など、工事における影響の軽減を図る。

4. 工事及び管理の要領

(1) 主要工事の内容

農業用ため池改修 N=1

（堤体工 H=8.4m L=57.0m）

（取水施設工 1式）

（洪水吐工 1式）

(2) 管理の要領

①管理者

地元（儀式集落）が管理する。

②管理すべき施設の種類

農業用ため池 1箇所

5. 換地計画の要領

該当なし

6. 費用の概算

(単位：千円)

科 目	金 額
工 事 費	93,000
測 量 及 び 試 験 費	18,000
用 地 費 及 び 補 償 費	9,000
事 業 費 計	120,000
工 事 雑 費	—
事 業 主 体 事 務 費	4,200
合 計	124,200

7. 効 用

ため池の決壊による農業関係・一般資産の災害を未然に防止することが可能である。

8. 他事業との関連

なし

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法(抄)

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

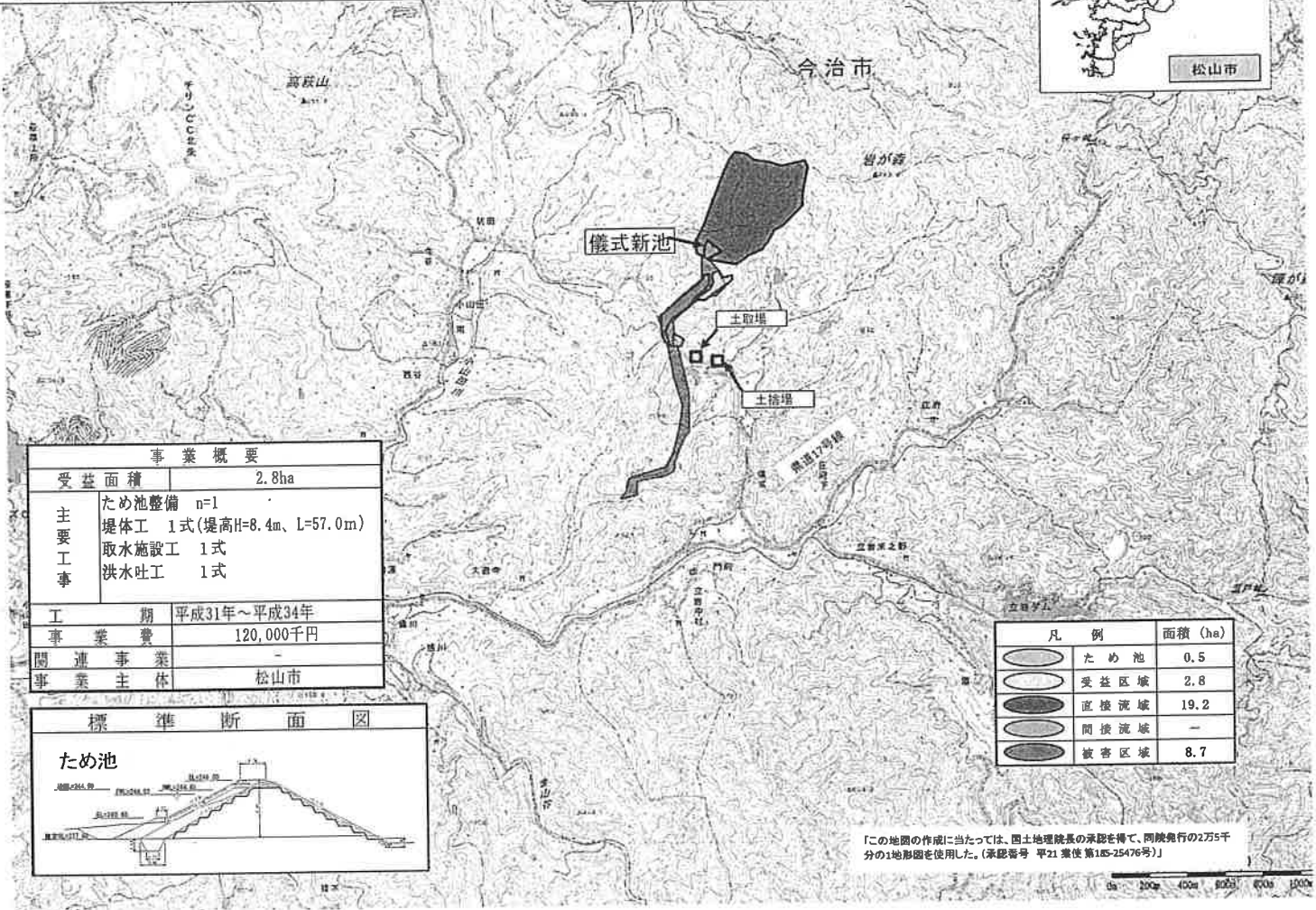
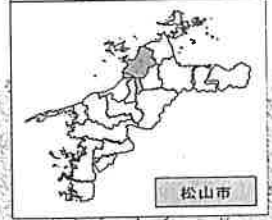
2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

農村地域防災減災事業(ため池整備事業) 儀式新池地区 事業計画一般図

所在地 愛媛県松山市 儀式

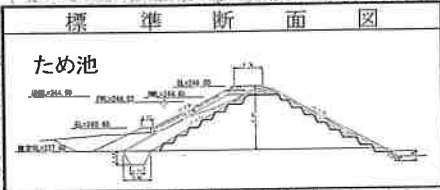
縮尺 1/25,000

県内位置図



事業概要	
受益面積	2.8ha
主要工事	ため池整備 n=1 堤体工 1式(堤高H=8.4m、L=57.0m) 取水施設工 1式 洪水吐工 1式
工期	平成31年～平成34年
事業費	120,000千円
関連事業	-
事業主体	松山市

凡例	面積 (ha)
	ため池 0.5
	受益区域 2.8
	直接流域 19.2
	間接流域 -
	被害区域 8.7



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平21 業技 第185-25476号)」

0m 200m 400m 600m 800m 1000m

